

平成22年3月16日(火)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 堀 武   | 2番  | 土屋隆義 |
| 3番  | 熊谷祐子  | 4番  | 西岡一成 |
| 5番  | 庄田昭人  | 6番  | 森 治久 |
| 7番  | 棚橋敏明  | 8番  | 広瀬武雄 |
| 9番  | 松野藤四郎 | 10番 | 広瀬捨男 |
| 11番 | 土田 裕  | 12番 | 小寺 徹 |
| 13番 | 若井千尋  | 14番 | 清水 治 |
| 15番 | 山田隆義  | 16番 | 広瀬時男 |
| 17番 | 若園五朗  | 18番 | 星川睦枝 |
| 19番 | 藤橋礼治  | 20番 | 小川勝範 |

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

|       |       |                  |      |
|-------|-------|------------------|------|
| 市長    | 堀 孝正  | 副市長              | 豊田正利 |
| 教育長   | 横山博信  | 企画部長             | 奥田尚道 |
| 総務部長  | 新田年一  | 市民部兼<br>巢南庁舎管理部長 | 伊藤脩祠 |
| 福祉部長  | 石川秀夫  | 都市整備部長           | 福富保文 |
| 調整監   | 水野幸雄  | 環境水道部長           | 河合 信 |
| 会計管理者 | 広瀬幸四郎 | 教育次長             | 林 鉄雄 |

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 鷺見秀意 | 書記 | 棚瀬敦夫 |
|--------|------|----|------|

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

会議を始める前に、傍聴者の方に一言お礼申し上げます。

本日、大変お忙しい中、傍聴していただき、また平素、瑞穂市議会、並びに行政に対して大変御協力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

議長（小川勝範君） 日程第 1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順次発言を許します。

日本共産党瑞穂市議団、小寺徹君の発言を許します。

小寺徹君。

1 2 番（小寺 徹君） 議席番号12番、日本共産党瑞穂市議団の小寺徹でございます。

日本共産党議員団を代表いたしまして、一般質問をさせていただきます。

きょうの一般質問は 2 点にわたって質問をさせていただきます。

第 1 点は、古橋地内市道13 - 30号線の歩道拡幅工事について。これ、場所は巢南庁舎を南へ行きますとハマセンというガソリンスタンドがありまして、そのガソリンスタンドの交差点から南へ、南保育所までの路線の歩道の拡幅工事についてでございます。

2 点目は、住民税の未納者に対して年金を差し押さえるというようなことが起こっておりますので、その問題について質問をしたいと思います。

詳しくは質問席でさせていただきます。よろしく申し上げます。

市長は、22年度一般会計予算の提案説明の中で、国土交通省が創設した地域活性化基盤創造交付事業として幹線道路ネットワークを形成するため、古橋地内の市道13 - 30号線を初めとする幹線道路網の整備を着実に進めようとしていますということを述べております。

それで、第 1 番の質問は、瑞穂市の幹線道路網の整備計画というのはあるのかどうか。どこでどう決められたのか、ちょっと私は目にしたことがないもんですから、そこからお尋ねしたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） それでは、お答え申し上げます。

市では、平成20年10月より道路整備計画審議会というのを立ち上げまして、ことしの 1 月までに 4 回開催し、審議をしてまいりました。その中で、幹線道路網計画を作成いたしまして、

整備の優先性につきましても現在審議をいただいている状況でございます。

市道13-30号線につきましては、旧本巢郡時代からも本巢西部縦貫道路としても位置づけられておりますし、本巢縦貫道路、北方・多度線でございますけれども、道路を補完する旧本巢郡の交通の南北軸としての重要な路線と位置づけられました経緯もあり、また都市計画マスタープランの中でも、市の骨格的な幹線道路ネットワークとして位置づけられておまして、審議会の中では、他の路線と一体となって市の環状道路としての位置づけのもと、重要な幹線道路として考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 道路審議会で検討していると。これは重要な路線ということで、西部縦貫道路として位置づけておるといふ方針の答弁でございますが、道路審議会で審議中であって、幹線道路網をこういうふうにつくっていくんだということが決定したのかどうか。その決定に基づいてやられておるのかどうか。要するに審議中にどんどんどんどんやって既成事実をつくっていってしまうということは、計画としてしっかり決まっていなくてやってしまうのはいかなものかと思っておりますので、幹線道路網という計画が道路審議会で検討し、それが審議会で決定されたものかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） お答えします。

平成20年10月に開催して、4回実際開催しておりますけれども、この審議会におきましては、審議のステップの中で一つ一つクリアしております。一番初めの審議会におきましては、瑞穂市における幹線道路の現状についての審議をいただきまして、平成21年の2月、昨年ですね。そこから見えてくる問題点を整理いたしまして、ことしの初め、21年度になりましてからは、将来都市内幹線道路網の設定及び道路網整備計画とあわせて、生活道路の整備計画というようなおのおの内容について、委員の意見をいただきまして、その方向性については合意をいただいている状況でございます。

それで、今回、22年の2月に開催いたしまして、整備計画書の方向及び取りまとめの段階まで行きまして、次回、新年度早々には答申というような形で意見をいただけたところまで来ておりますので、今回、現地で進めておりますことにつきましては審議会の意向を十分反映していますと同時に、過去にありました本巢縦貫道路というようなそもそもの位置づけもあることもありまして、何ら矛盾、無駄のないような計画の中で進めておると理解しております。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） まだ整備計画は審議会の中で決定していないということでございますので、まだ答申も出ていないと。これから近々に出すという答弁でございますので、答申を受けて計画を練っていただいて、議会へ報告を願い、それから実施をすると、そういう方向にぜひしていただきたいということを思います。

具体的に、今度の22年度の予算にのっております市道13-30号線、先ほど言いましたように、ハマセンのガソリンスタンドから南保育所までの歩道拡幅工事が今年度予算に出ております。この工事の内容は、両サイド歩道を3.5メートル拡幅するという内容でございますけれども、この拡幅の断面はどうなるのか、説明を受けたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 今回予算に計上させていただきましたものにつきましては、国の補助事業となります地域活力基盤創造交付金事業によりまして、総道路幅員14メートル、うち両側に歩道を3.5メートルにて整備する計画でございます。車道幅員につきましては3メートル、路肩が50センチメートル、歩道が3.5メートルというような幅員の内訳でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 今説明がありましたように、今回の計画は歩道拡幅ということで、歩道が3.5メートル、車道が3メートル、車道より広い歩道ということになるわけですが、地元説明会を行われて、地元の人たちはびっくりして、こんな広い歩道が要るのかという意見が私のところへ寄せられております。要するにハマセンガソリンスタンドの北の歩道は県道でございまして、あそこの歩道は1.5メートルか2メートル、ちょっと正確にはかっていませんけれども、3.5メートルないですね。なぜあそこから市道が3.5メートルに広がるのか、何でやというような意見、本当に必要なのかどうかという意見が出ておりますが、その辺はどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 歩道の幅員の決定理由といたしましては、基本的には道路構造令という指針になるものがございます。幅員3.5メートルと申しあげました幅員の中には、路上施設、例えばその中には縁石とか、規制標識、電柱等も設置するような幅もございまして、占有幅1メートルの自転車1台と占有幅1メートルの車いす等のすれ違いが可能となるような幅員というような意味合いでこの3.5メートルは決まっております。もうちょっとわかりやすく申し上げますと、歩行者が2人並んで、例えば北へ向いて歩いていると。そのときに、例えば南向きの方へ自転車に乗った方が通られるときに、歩行者ですと2メートル近く幅を占めると、あと3メートル50ぐらい幅員がございませんと南へ行く人は通り抜けできません。ということは、並行して並んでみえる方が縦に並ぶというような不合理なこともございます。そうい

うことを考えますと、3.5メートルというものにつきましては、通常歩行者の皆様方が利用するに必要な幅というようなことと考えております。

今、議員申し上げられました北の道は狭いんじゃないかというような話がございますが、これは弁解になるかもわかりませんが、歩道整備が始まった過去につきましては、何せ歩道と車道の分離が少ないということで、少しでも早く歩道を整備しようというような格好で、狭いところにつきましては、歩道は1メートル50とかというようなところのものでいいよというような一定の基準がございました。ところが、先ほど私が答弁させていただきましたとおり、道路構造令というのもその時代時代に改定されまして、今現在は、今申し上げたような理由も含めて、歩道たるものは3.5メートルは必要であるという経緯をたどってきたものと思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 実際この3.5メートルの道路拡幅をやるとしますと、さらに南へ行きますと民家が建っておりますし、立ち退きまでしなければならんという状況も出ております。要するにずうっと行けば高木クリニックがありますわね。あその西側の駐車場、道路側の駐車場がなくなってしまうというような状況で、高木医院は駐車する面積が半分より3分の1ぐらいになってしまうような状況が出て、本当にそこがうんと言わせるかどうか。合意できるかどうかということとか、また後ろへ立ち退きまでして拡幅をやっていくということにはなりませんし、せっかく広くしても、途中でここでここで、広いところと狭いところとあるという状態も発生してくるということで、地元の方たちも本当にこれは必要なかということからいって、無駄ではないかという意見も出ておるわけでございます。

そういう点で、道路構造令というのを適用しなければならんのは、要するにこれをやらなければ地域活性化基盤創造交付金の交付が受けられないという縛りがかかっておることではないかどうか、その辺をお尋ねしたいんですが、どうですか。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） お答えします。

別にこの補助金をもらうがためにこの道路幅員にしたわけではございません。といいますのは、やっぱり歩道の幅員はどの程度の幅員があるべきかということ、ある程度技術的指針として示したものが道路構造令でございます。それを地域で使うときに考えた結果、先ほども答弁させていただいたとおり、歩行者とか自転車等が並んで走っていると。そのときに反対方向から通り抜けしようとする方が通るにはどのくらいの幅員が要るんだろうというようなことを考えてみますと、確かに3メートルぐらいの幅員は必要だねというようなところから決まっておりますので、何ら補助金をもらうがためにこの幅員にしたというわけではございません。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 地域活性化基盤創造交付金を受けてやっても、市の独自の判断で3.5メートル必要ないという判断になれば、もっと狭めることもできるという理解でよろしいですね。

地元の声も説明会をされたときに聞いてみえると思いますし、また今度の土日かに宮田の総会もあるようで、市長も出られるということを行っていますので、ぜひこの辺、地元の意見も聞いていただいて、また産業経済常任委員会等でもぜひひとつよく論議していただいて、3.5メートルということが決定したとあって、やみくもに行くんじゃなくて、こういう意見もあるということで見直して、検討を願いたいと思います。

さらに、その検討をする段階で、この工事の用地、工事合わせての予算額、さらにそのうちの交付金はどれだけか、お知らせ願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 今年度予定しております予算の内訳につきましては、一般県道曾井中島美江寺大垣線と交差するコンビニエンスストア、ガソリンスタンドのある交差点から南へ、菱野川用水が交差するあたりまで約270メートル区間を予定しております。用地補償費がおおよそ2,600万、工事費約3,800万を計上させていただいております。そのうち交付金につきましては、地域活力基盤創造交付金事業の補助率は55%でございます。工事費を対象としまして、今年度は2,090万円程度予定させていただいております。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 例えばこの路線の拡幅工事をハマセンの北の歩道の拡幅工事と同じ拡幅工事の幅で工事を実施した場合は、工事費はどのくらいになるか、概算でわかったら教えてほしいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 北側は県道曾井中島美江寺大垣線となっております。道路幅員は総幅員で12メートル、両側に歩道がございますが、歩道の幅は、先ほど申し上げましたとおり2.5メートルでございます。事業費の比較といたしましては、工事費のみであれば、単純に道路幅員の割合から、今回計画しておりますのは14メートル、北側にある県道につきましては12メートルというようなところで、85%ぐらいの事業費でできるのかなあと推測はいたしますが、その他、用地補償費というものをちょっと考えてみますと、住宅市街地に入ってくると、補償する物件とか、単価とか、いろいろ算出のもとになる数字が変わってまいります。というようなことで、一概に幾らになるかというようなことは現時点ではなかなか申し上げられる状態で

はございません。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 歩道が広くなれば、安全で安心して歩行もできるという点でいいとは思いますが、3.5メートル、要するに車道が3メートル、車道より広いという歩道というのはあまり今まで見たことがないものですから、ちょっと違和感を感じるという点もございまして、本当にこれが普通の道路、今後そうになっていくのか、これからの道路、歩道をつくる際には、この道路構造令の基準でずうっと計画され、用地買収もそれだけやっていくということになるのか。一つは、幹線道路網だけに限るのか、そこら辺の今後の道路計画の中での歩道の拡幅のあり方はどう考えてみえるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） まことに的確な質問かと思えます。道路すべてが構造令に従ったもので進めるのかといっても、それは無理難題がございます。先ほど申し上げましたとおり、幹線道路、基幹になるような道路につきましては、例えばそれなりに、一つの考えでございませけれども、車が多く通れば、隣接する住宅の方々に接近すればするほど振動と騒音等の問題も片や一面あるかもわかりません。というようなことを考えますと、幹線、基幹になるような道路については構造令の示すような基準で進めてまいるのがいいのではないかと思います。片や、生活に密着したような、一歩中へ入ったような道路につきましては、例えば今まで市が進めてまいりましたとおり、路肩をやや広くいたしまして、歩行者が安全に歩けるようにカラー舗装にするような、車道と歩道を融合したような道路の整備の仕方もございます。ということで、道路すべてが3.5メートル以上の歩道をつくるんだとか、すべての道路にそういうのを適用するんだということではなく、臨機応変に、今申し上げたような道路の性格を考える中で、歩道を分離する、しない。分離した場合、どのくらいの幅員にするのか。利用形態に応じて、どのような幅員にするのかというのは決まってるものというふうに考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 地元からもいろいろ意見が出ておりますので、これから特に用地買収に入っていけば、地元の皆さんの理解、合意が必要でございまして、市長、今後、地元との話し合いをどのようにされようとしてみえるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをしたいと思います。

この道路整備におきましては、旧巢南町時代、本巢郡の時代に本巢郡の西部縦貫道路として位置づけもしたところでございます。議員御指摘のこの道路、旧の中地区ですね。中小学校か

ら十九条までできております。この道路はふるさと農道、農林省の補助金で整備をさせていただきました。あの道路が14メートル道路でございます。まさに地域の中の幹線道路でございますが、あの道路が歩道3メートル50、車道が片側3メートル、路肩50センチ、2車線で7メートル、そして歩道が3メートル50、7メートル・7メートルの14メートルで整備をしました。本当にまだ住宅のないときに整備をさせていただきました。そのときに地元では、そんな道路が要るのかということもございましたけれども、つくりましたら、本当に思い切ってつくっておいてよかったと、こういう意見も出ておる。地元でございますので、こういうことは聞かれておると思います。

今回の道路は、歩道3メートル50というのは、弱者、自転車とか歩行者に優しい、これからの道路というのはそういうことが大事でございます。特に幹線道路でございます。その点は御理解いただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

21日に地元の自治会にも、いろんな公園の関係も含めまして出席してほしいという要望もいただいております。このことにつきまして、しっかりと地元の意見も聞いてまいりたいと思っております。しっかりと地元の要望を聞きながら、この道路が、何といたしても市の財政というか、市街化でございます。補助制度というのは最も有利な補助で、これ55%の補助金でございます。これに合併特例債を充てましたら、ほとんど市の持ち出しは、どうでしょうか、本当に20%かからずにできるわけでございます。これに合併特例債を充てましたら、55%の本当に有利な整備方法で整備をしたいと思っておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） それでは、2番目の質問に入ります。

住民税の未納者の年金の差し押さえ問題についてお尋ねしたいと思います。

市長は、21年度の瑞穂市の一般会計補正予算、今度提案されておる補正予算の提案説明で、税の滞納繰越分について、徴収事務の成果により3,945万円の増額補正をするということで、滞納整理ができたことによって増額になったという提案説明をしております。

その滞納整理の仕方が今の状況でいいのかどうかということはこの質問の中で検証していきたいと思ひます。住民を苦しめておるような状況が起きていないのかどうかということを具体的に質問していきたいと思ひます。

第1点目は、21年度の未納者の徴収について、差し押さえの総件数、また押さえた金額、その差し押さえの中でも、差し押さえの物件ごとの件数と金額を教えてくださいたいと思ひます。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部兼巢南庁舎管理部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいまの21年度の差し押さえの総件数の御質問



でございますが、すべてで247件となっております。金額にしますと、3,240万円でございます。その内訳としまして、まず1点目に債権がございますが、この債権の中には、預金、給与、さらに生命保険とか、所得税の還付金等、多々ございますが、その換価金額が2,560万円でございます。さらに物件としまして、不動産の差し押さえ、これは6件ございまして、これは換価はしておりませんが、差し押さえ金額でいきますと680万円となっております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） その差し押さえの債権の中に年金も入っておるということでよろしいわけですか。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいま年金の差し押さえということでございますが、本体の年金そのものは現在は差し押さえは実施しておりません。あくまで預金という判断で対応させていただいておりますので、ひとつ御了解をお願いいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 滞納業務についてお尋ねしたんですが、滞納するまでには、税金の未納者に対して督促を出す。それから電話で督促をさらにする。最終的には面談をして、本当にその人が税金を納める意思があるのかどうか。意思があっても、生活の状況から払えない状態があるのかどうかということ判断しながらやられると思うんですけども、そういう差し押さえ業務をやっていくとき、督促を出して、そのときの返答はどうだったか。また、面談して、面談したときにどういうことを聞いて、その人たちは全然払う意思なく、横着で払っておらんのか、本当に苦しくて払っておらんのか、面談しやあわかると思うんですね。そういうことの記録はあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいまの交渉といいますが、納税者の方との交渉事項につきましては、すべて電算上の収納支援システムというシステムがございますが、そちらにすべて記録して残しております。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） ほとんど記録が残っておるということで理解をしていいと思うんですが、それで、具体的に差し押さえを執行する場合、本人と面談をして、その本人が、要するに支払う能力があっても横着で払わんのか、どうしても失業したり、商売がなくなって、払えん

状況にあるのか。そういうことをいろいろ面接して聞く。その場合にも、税の減免の対象であれば、減免対象の相談にも乗ると。そういう中で、どうしてもこれは横着だという判断をしたときに差し押さえをするということになると思うんですけども、そういう点で一つ確認なんです。差し押さえするときには、その人と面談をして、この人は横着で払わんのだという判断のときに差し押さえすると理解をしていいかどうか、そこをちょっと確認したいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 小寺議員、まさにおっしゃられるとおりでございますけど、実際に、先ほど答弁させていただきましたとおり、納税交渉の記録はすべて持っておりますので、担当の方が個々具体的にその人の経過を見ながら、滞納処分執行までに至るわけですが、それまでの間には、まず督促状、催告書とか、差し押さえ事前通知、差し押さえ決定と、数多くの相談をしていただくチャンスは設けておるんですが、どうしてもそこで納税相談に応じていただけないとか、そういう方に対しての差し押さえでございまして、実際納税相談とか、分納誓約で来庁されて、誠意を持って履行されている方の差し押さえ等は極力差し控えて、しない方向で考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 要するにいろいろ出しても全然反応がないということで、面談を要請しても応じないためやむを得ずというときもあるという、今の答弁だと思うんですね。

私のところへ具体的に相談がございました。19年8月、3年前に脳梗塞で病気になられて、仕事を廃業したと。廃業して、仕事をやれんもんで、家を建てるのに借金が残っておったということで、その家も競売にかけられて、なくなって、大垣の方へ転出したと。だけど、固定資産税が3年くらい残ってしまって、20年の1月に引っ越ししたんだけど、20年1月まで財産があったもんですから、19、20、21年と固定資産税がたまってしまっておると。1年20万円ぐらいのようでございますけれども、督促は来ておったんだけど、その御主人は病気で、奥さんがパートに出て働いておるようなんですけれども、そういう督促状を奥さんに見せると心配するもんで、全部処分してしまったということを書いてみえるんですね。その方は障害者年金をもらってみえるということで、障害者年金を主に充てて生活をしておるときに、年金が15日に入っておるもんでということで銀行へ行ったら、あらへなんだと。差し押さえられてしまったということを知って、びっくりして、税務課へ行って、返してちょうと言ったけれども、何ともなりませんという状況になったということですね。

そういう相談が来て、私も、その明るる日、またその方と一緒にいったんですが、その方は、要するに一回も差し押さえの通知が来たかどうか、御主人が知ってみえるかどうかわからんけれども、見過ごしたということを書いてみえて、突然という感じを受けてみえるんです。直接

面談して差し押さえということを宣言されたわけじゃないしということがございました。

それで、窓口の方と相談しても、なかなか今の状況で差し押さえやったやつをとということで、今後、分納等の相談には乗ってくれますけれども、返納は難しいという状況の答弁がございました。

それは窓口の女性の方ですから、そう判断できるわけじゃないもんですから、そういう厳しい返答をしなければならん状況に置かれておるということはわかるんですけども、年金を突然引いてしまうと。要するに空になってしまうと。その方も、大体年金が空になってしまっておるところへ年金が入って、また当てにして、おろしに行ったら、あらへんということが発生をしておるわけですね。

このことは国会でも議論になっておるんですね。国会の衆議院財務金融委員会で議論がされております。そのときに、菅財務大臣は、残高のない口座に振り込まれた手当をねらい打ちするのは法の趣旨に反すると、こう言っておるんですね。そういう点で、今回の年金を差し押さえるというのは法の趣旨に反するんじゃないかということを思うんですが、どう判断されておるか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 年金の差し押さえについてということでございますけど、国税徴収法の76条に給与の差し押さえの禁止とか、77条に社会保険制度に基づく給付金についての禁止規定もございますけど、その中で、一定額以内のものは可能ですよという形を示しておりますけど、先ほども申しましたとおり、今回の場合、年金の直接差し押さえではない。さらに年金であるかどうかもわからない。財産調査をした結果、残高があったので差し押さえをしたという結果でございますので、その点御理解だけお願いしたいと思います。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 私も通帳を見せてもらったんですけども、年金が入るまでゼロですよ。そこへぱっと年金が入ったと。差し押さえられてしまったということですね。調べたときはちょっとあったかもしれませんが、大体2カ月に一回のサイクルで当て込んで生活してみえるんだと思うんですね。

これはまだ奥さんが元気ですけど、今、介護をしなければならので、十分パートもできないということで、介護をしながら、時間をつくってパートに行ってみえるということで、そういう相談を申されたんですけども、もし病気でそういうこともできなくて、役所とも話してできなくて、そのままおってしまうと、年金が毎回毎回入ったときに差し押さえられてしまうということが発生をして、餓死をするということも起こる可能性があると思うんですね。

以前、福岡で、生活保護を申請しても受け付けてもらえないということで、そのままずうっ

と出さずにおって、餓死してしまったというような事件も起こっておったわけですが、そういう点では、本人の意思、生活状態をしっかり把握しながらやっていくということが必要だと思っております。

そういう中で、憲法25条には、国民は健康で文化的な生活を送る権利があるという、その権利というのは、国が健康で文化的な生活を保障するということでございますので、それに基づいて生活保護法ができて、生活を援助してある。まだ生活保護を受けてないけれども、本当に生活に困っている人たちの年金にまで手をつけて差し押さえるというのはいかがなものかということをおっしゃるわけでございます。

このようなことが平然として行われたそうなんですけれども、市長はどのように考えてみるか、お尋ねしたい。市長のお考えをお尋ねします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えさせていただきます。

今、市民部長の方から、るる御質問に対して御答弁をさせていただいております。私は、いつも無理のないというところで、けれども、法の許す範囲内、その中でも、あまり無理のないということで指導しておるところでございますが、私の聞いておる範囲では、そういうことはないと確信をしておるところでございます。議員はこういうことがあったということでございます。聞いておる範囲と少しずれがございますけれども、今後そういうことがあれば、またいろいろ考慮もして、検討もしてまいりたい、こんなふうにおっしゃるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 先ほどの私に相談があった方の具体的例が事実だとすれば、この差し押さえた年金は本人に返すべきじゃないかと思っておりますが、部長はどういう見解を持ってみえますか。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 差し押さえた物件につきまして、入金があれば、一般的に税として収納された段階では返還できないのが現実でございます。返還、還付ということもありますが、これは過誤納になった場合のみで、正規な形で納税されたという形になりますので、返還は不可能かというふうにお考えます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） これに関連して、国保の問題も、こういう状況の中で、今、国会審議の中ではっきりしてきましたのは、要するに保険税が払えない方に対して資格証明書を発行し

ておるんですけれども、この資格証明書の発行問題について取り上げられて、その答弁の中で、長妻厚生労働大臣は次のように答弁しておるところがございます。

「資格証明書発行に当たっては、国保税を払えるのに払わないということが本当に証明できた場合以外は、慎重に対処するよう自治体をお願いする」という答弁をして、このような方向で指導していくということを言っております。

そういう点では、資格証明書を発行するときもよく面談をして、その人の意思をしっかりと確認し、横着で払っていない人たちに対しては発行をするけれども、非常に生活に困っている人たちに対しては、分納なり、また減免なり、いろいろな形でやっていくということになると思われますね。そういう方向でぜひひとつこれにも対処してほしいと思いますし、年金や預金を差し押さえてしまうと、国保の方の担当でいうと、今まで分納でちょいちょいお金を納めながら、資格証明書じゃなくて、短期保険者証でつないでいったのを、現金が全然なくなってしまうもんで、それもできなくなって、資格証明書を発行せざるを得ないというところに追い込まれてしまうという二重の苦しみに置かれるということが発生する可能性があるし、発生しておる事実もあるということを知っておりますので、その辺もぜひひとつ、年金の差し押さえ問題、国保の資格証明書発行問題については、政府の大臣の答弁もぜひひとつしっかりと受けとめて対処していただきたいということを要望しておきたいと思っております。

今、返せないということを部長は答弁していますが、本人は不服審査をやるということを決意しております。そんなことを言っていますが、不服審査請求をすると、ここの中で審査委員会がこれは不当だったということになれば、返還されるということになるのかどうか。不服審査委員会というのは、申請をすると、どういう機構で、どうなっていくのか、ちょっと私、まだ初めてですので、そこら辺ちょっと最後に教えていただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 不服審査と申しますか、異議申し立て、どちらになるかわかりませんが、実際に執行されて、30日以内に申し立てをなさいますとか、いろんな手続がございますけど、具体的には期限がいつになるか、ちょっとわかりませんが、手続としてはございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で小寺徹君の質問を終わります。

次に、公明党、若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

13番（若井千尋君） 皆様、おはようございます。

議席番号13番、公明党、若井千尋でございます。

小川議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って、公明党の会派代表の質問をさせていただきます。

また、本日は早朝よりお忙しい中、傍聴に足をお運びいただきまして、心より御礼申し上げます。

国政においては新政権が誕生し、半年が経過いたしました。今、我が国は、御承知のとおり景気の低迷が長く続いている状況です。インターネットで検索いたしましたところ、本年1月現在の完全失業率は、男性5.2%、女性4.6%、完全失業者数は前年の同月比46万人増の323万人、そのせいか、我が市においても、先日の厚生常任委員会で確認をいたしましたところ、昨年9月には97人であった生活保護受給者が本年3月現在150人とのこと。半年で50名以上の増加となっており、国であれ、市であれ、景気の低迷は人々の暮らしに大変大きな問題となっている状況であります。

その現実の中で、我が瑞穂市の特徴の一つは人口が増加し続けていることであります。人口増加は、よい点もあれば、行政サービスの面において、市に大きな負荷がかかるのも事実であります。

平成22年度の大切な予算を審議するこの3月議会は、国の事業仕分けではないですが、大変厳しい財政難の中、徹して無駄を削減し、それでいて弱者には手厚いいたわりの心を持って市政に当たるべきであると考え、本日、私の質問は、救急医療情報キット導入について、ヒブワクチン予防接種助成について、防災対策について、農産物直売所の今後について、最後に堀市長に、所信表明の中の「新しい公共」の具体案についてお聞きいたします。なお、通告の4番、5番を入れかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以下は質問席より質問させていただきます。

まず初めに、福祉部長にお聞きいたします。

現在、我が市の独居老人や障害を持たれる方に緊急に異変が生じた場合はどのような対策がとられており、またどれほどの経費がかかっているのですか、お聞きいたします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの若井議員の御質問についてお答えさせていただきます。

現在、高齢者世帯等の緊急時におきます連絡方法につきましては、一般電話回線を利用しました緊急通報システムを株式会社安全センターに事務委託をしております。これは、高齢者の独居世帯、または高齢者世帯で要介護認定者がいる世帯及び1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けた単身世帯を対象にしております。

御利用者から緊急時の通報を受けた場合は、事前に登録を受けた御家族や近隣の協力者への

通報及び救急車の手配等を実施しております。また、オペレーターが毎月一度の安否確認の電話連絡をするなど、インタラクティブなシステムとなっております。加えて、簡単な体調管理に関する各種の相談等も実施しております。利用者の費用につきましては、電話料金のみのお願いをしております。安全センターからは、毎月、利用状況や安否情報等の連絡を受けております。

現在、208名の方に御利用いただきまして、月に二、三件の緊急的な通報はございましたが、今のところ大事に至っているところではございません。

予算的な部分につきましては、21年につきましては執行中でございますが、500万ぐらいが予算的な部分だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） きょう御質問する救急医療情報キットなるものを少し御説明したいと思います。

自宅でぐあいが悪くなり、救急車を呼ぶなど、もしものときに安全と安心を守る取り組みです。これは高齢者や障害者、健康に不安のある方などが、かかりつけ医や緊急連絡先、また持病や常時服用している薬、そして保険証のコピーや診察券のコピーといった医療情報を筒状のプラスチックの容器に入れて冷蔵庫に保管していくというものです。そして、この医療情報キットがあることを示すステッカーを玄関の内側の扉と冷蔵庫に張り、いち早く駆けつけた救急隊員に、まず冷蔵庫をあけて、医療情報キットから本人の状況を素早く知り、救命に役立ててもらおうというものです。

冷蔵庫等に置くのは、どこの家庭にもあって、わかりやすいところにあるということですが、これはアメリカのポートランド市の実験事例を参考にしたもので、日常1人で生活してみえる方や災害時要援護者の方などへ配布するもので、東京都の港区が昨年5月から導入し、夕張では昨年の11月から救急医療情報キット、命のボタンと名づけ、また亀岡ではことしの10月から、命のカプセルと命名して配布事業が始まっておるといふふうに聞いております。

先ほど冒頭でもお話ししたように、今、福祉部長のお話ですと208名ほど、電話料金だけでということで、予算も500万ほどついておるといふことなんですけれども、とにかくこのまちは人口が増加し、今後、高齢者であるとか、また独居老人、障害を持っておられる方が増加するということが予想される中、この緊急医療情報キットというのは簡単で非常に安価なものであって、万が一の備えとしての取り組みですが、ほかの自治体にも広がっておりますし、本市にも取り入れていただければいかがでしょうかということをお検討願いたいというふうに思います。非常に安価でできるということで、御紹介だけしておきます。

次に、ヒブワクチン予防接種助成についてお聞きします。

これも御承知のとおりですけれども、ヒブワクチンについて簡単な説明をしたいと思います。

現在、新型インフルエンザワクチンの予防接種が国民の関心の的となっていますが、最近、細菌性髄膜炎を防ぐヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンにも注目が集まっています。細菌性髄膜炎は、脳を包む髄膜に菌が取りつき、炎症を起こす病気。国内では年間約1,000人が発症し、その約5%が亡くなり、約25%が脳の障害に苦しんでいる。発症年齢は、生後3ヵ月から5歳ごろまでが多く、原因菌は約6割がH i b、これはインフルエンザ菌のb型というんですが、続いて、肺炎球菌が約2割を占めています。早期では、風邪と見分けるのが難しく、抗生物質が効かない細菌がふえ、このため、ワクチンで予防することが細菌性髄膜炎による悲劇をなくすのに極めて重要なのです。

ヒブワクチンは、国内では昨年12月から販売が開始され、自治体レベルでは接種費用に対する公的助成が広まっています。ヒブ菌はせき、くしゃみで飛び散ることで感染が拡大し、集団保育での感染が多いのも特徴であります。これが、ヒブワクチンの接種を受けると抗体ができるだけでなく、のどなどにヒブ菌がつかなくなり、感染拡大の抑止効果が高い。接種率が60%以上になると、ヒブ感染症が激減することが世界で認められ、アメリカでは100分の1に減少しているそうです。接種率向上には、実際上国の定期接種に組み入れるしかなく、世界保健機構は1998年、すべての国に小児へのヒブワクチンの定期接種を勧告。既に90ヵ国以上で定期接種が行われている。日本でも一日も早い定期接種化が必要であると新聞では報じております。

今、自治体で広く、東京あたりでは公的な助成が広くというか、ついてきている自治体が多いんですけれども、去年の6月の新聞ではございますが、東京では中央、品川、渋谷、荒川の4区などが既に公費助成を実施、先駆的な取り組みとして全国的に注目を集めているがというようなことです。

この予防接種は1回当たりが7,000円から8,000円かかって、4回ほど接種が必要とされますので、要するに3万円以上のお値段がかかる。これがやっぱり幼いお子さんを持っている母親にしてみれば大変重い負担になっているということで、公的な助成をしているわけですけれども、この部分で、いろんな広がりを見せている中で、最大4,000円ぐらい1人につき助成をしているところが多くて、7,000円、8,000円かかるのが、4回ほど助成がつくと非常に助かっているという声をたくさん聞きます。

このことを受けて、ヒブワクチン、長々と説明いたしましたけれども、我が瑞穂市として助成についてのお考えを伺います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいま若井議員から、ヒブワクチンの内容等、るる御説明いただきましたので省かせていただきますが、これは、先ほどおっしゃられたようにインフルエンザ菌b型、H i b（ヒブ）という表現になっておろうかと思いますが、御紹介



があったように世界100ヵ国以上で既に発売されており、WHOでは1998年にこれを定期接種に加えるべきだということを提言されております。

我が国では、2007年に厚生省が製造販売を承認して、2008年から使用開始ということでございますけれども、これについては、先ほどお示しされたとおり、標準で、接種については生後2ヵ月から7ヵ月の間に接種を開始して、初回年次3回を接種し、さらに1年ほど置いた後に追加免疫ということで、4回接種が必要というふうにされておりますが、このヒブワクチンは依然として国が予防接種法に定めてはいないために任意予防接種であるということになっておりまして、保護者が接種医と相談して接種する予防接種となっておりますので、これについての健康被害救済についても予防接種法での適用はないということが現実でございますが、当市におきましては、ワクチンの供給ぐあいとか、さらには救済措置の問題、それといろいろ任意接種がございますが、その兼ね合いを見ながら、さらに国の動向を眺めつつ、慎重に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、市民部長から、国の適用がないというか、国の動向を見ていくと、きょう、私の事前の一貫した部分には、後でまたお話ししますが、先ほどの医療キットは本当に高齢の方、また弱者の方というか、独居老人の方という部分でございますし、今のヒブワクチンのことに関しては、本当に小さなお子さんの病気を防ぐというものでございます。

本市は、冒頭からお話ししておるように人口がふえてくる。ふえてくる市民の方というのは、お金のかかる方というか、そういう方が非常に多いかと思っておりますけれども、お子さんに関しては、言うまでもなく国の宝であり、市の宝であるという観点から、少子・高齢化の流れもしっかり見きわめて、国の動向もあろうかと思っておりますけど、情報だけはしっかりキャッチしておられると思っておりますので、国の動向を見ながら、また御検討願いたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

市長の所信表明の中で、今年度の防災行政無線の改修工事は平成21年度に続いて6,850万を計上し、非常時の情報伝達手段として防災無線の改修整備が終わるとした上で、この防災行政無線に、地震等災害発生時及び緊急国民保護の観点から、通信衛星を利用した全国瞬時警報システム、通称Jアラートの整備費用に559万8,000円の計上とあります。

このJアラートのシステムですけれども、いろいろ私なりに調べてみますと、導入をしている自治体がまだまだ、普及率が低いということと、誤報等の事例がよく出てきます。

ここで、総務部長にお聞きしたいんですが、このJアラートシステムというのは確かなものなのでしょうか。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 御質問の全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の内容についてお答えをさせていただきます。

今お話のありましたように、消防庁が平成19年度から整備を進めてまいりました全国瞬時警報システム、通称Ｊアラートシステムにつきましては、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報などといった、対処に時間的な余裕がない事態に関する緊急情報を人工衛星を用いまして送信するというシステムでございまして、市町村が設置する同報系防災行政無線を自動受信して、無線機を起動、緊急放送するということによりまして、住民に緊急時の情報を瞬時に伝達するシステムであります。

瑞穂市におきましては、親局のほか、市内71カ所に子局を設置しておりますので、平成20年度に整備費745万余りをかけまして整備を実施してまいりました。平成21年4月から緊急情報の受信体制を整えております。

提供する情報としましては、予測震度4以上の緊急地震情報、それから震源・震度等に関する情報を地震予知として情報を流す。あるいは弾道ミサイル、航空攻撃、大規模なテロ情報といった国民保護に関する緊急情報を瞬時に伝達する体制を整備いたしております。

今年度、さらに、先ほどお話のありましたように559万8,000円という予算計上をしておりますが、これは過日、3月5日に県を通じまして全額国庫補助の内示を受けておりますが、今年度さらに消防庁からの送信を、人工衛星だけでなく、L G W A Nといいまして、国・県、市町村をつないでおります行政通信ネットワーク網ですが、このL G W A Nを使いまして、地上回線も受信可能とした2局送信体制を整備することにしております。内容は、消防庁からの通報を、事前に自動起動機に登録された音声だけでなく、人工的な音声、合成した音声を可能にしたりとか、任意な音声通報機能を備えたシステムにバージョンアップをするという改修をさらに進めてまいりたいと思っております。こうしたことにより、より安全でわかりやすいシステムへと整備を進める計画を今しております。

少しでも災害時の被害を最小限にとどめることができるものと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、総務部長の方からシステムのお話を聞きまして、私が先ほど言った、これから導入されるという部分ですけれども、本当に一番お伝えしたかったというのは、先ほどの市民部長のお話ではないですけれども、国の動向を見るとか、今のＪアラートの方も国が推奨したような形で自治体に普及させているかと思えますけれども、すごく思うのは、国が推奨するからといって、確かなものかどうかというのがすごく疑問であって、ほかに調べようがあるかということ、本当に国自体の政策で大きく左右されるのが地方自治体であるわけでござ

ざいます。その国が国益を模索している中、今の地方自治体というのは本当は独自の研究調査が必要とされるわけですし、技術とかシステムなんかは日進月歩、現代の技術で進んでおると思います。ですから、先ほど冒頭にお話しした無駄をなくすということで、これが無駄かどうかということをおっしゃるわけではないんですけれども、瑞穂市として、いろんなシステムとか、情報があって、その中でこのJアラートを採用されているか。どういうものがあるか、これを採用したかということが、本来はもっとわかりやすくなっていてもいいのではないかなというふうに思います。

要するに、市民部長もおっしゃった国の動向を見るとか、国が推奨しているからということだけで、この大変な厳しい状況の中、それで果たしていいのかなということ、先ほどお話ししたように誤報等があるというふうに聞いておるんですけど、この辺の情報は、総務部長、どのようにつかんでおられますか。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 昨年度、当市にこのJアラートの装置を導入しましたときに、国の方からも模擬の伝達訓練が再三ありました。他県では、操作上の問題か、原因はしっかり報道されておりませんが、誤報が現実あったようでございます。その後も定期的にテスト訓練は実施されておるといってございまして、取り扱いについても今後十分熟知をして進めていきたいと思っておりますし、予算面につきましては、21、22年度と早い段階で申請をしたということもございまして、全額国等の費用で整備をできたという状況でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 先ほどもお話ししたように、本当にこの瑞穂市の地方行政の中で、やっておられることやと思いますけれども、しっかり研究調査ということで、自治体がしっかり力をつけていかなければならないということを思いますので、そのことをお願いしておきます。

次の質問に移ります。

確認の意味を含んでですけども、平成20年度、21年度と運営の実験を試みた農産物直売所の今後について、都市整備部長にお伺いします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 若井議員御質問の今後の農産物のあり方でございますが、農産物販売所につきましては平成17年から調査研究を行ってまいりました。市では、農産物販売所設置に向けて検討をしましたが、店舗運営にはさまざまなリスクがあり、安易に着手することはできないと判断し、まずは仮設テントによる実証実験を実施し、農産物の生産量の確保や生産から販売に至るまでのシステム化の確立、並びに維持・管理等について行うことができるか等を見きわめることにしました。

そこで、平成19年度より実証実験に向けた準備を進め、平成20年9月より巢南庁舎東側で実証販売を開始しました。当初は土日、祝日の営業のみでしたが、通年営業に向けて、平日を含めた販売動向を調査する必要を感じまして、平成21年4月からは水曜日から日曜日までの営業に切りかえました。

また、実証販売を行うとともに農産物販売所審議会を開催しまして、本市における農産物販売所設置の是非、並びに農産物販売所の独立採算性について御審議いただき、平成21年12月25日に市長に答申をいただきました。答申の内容としましては、農業者みずからが出資した団体で運営し、小規模な店舗を公設民営方式で設置することが望ましいということでした。今後につきましては、農産物販売所を運営する人材や出荷者の育成に力を入れるということでした。

市では、この答申を受けまして、過去の経緯や実証販売の状況等を慎重に検討し、今後の農産物販売所の運営について検討してまいりましたが、運営にかかわる人材確保や商品となる農産物、運営資金の確保など、非常に困難な課題が多くございました。農産物販売所の常設店舗の建設には多額の費用が当然必要となってきます。財政面から見ましても、なかなか投資が難しいということが予測されました。

しかしながら、農産物販売所の継続を望む多くの農家の皆様からの御意見もございました。それと、農産物販売所の継続を見込まれて野菜等の作付等を進められた方もございました。現在の農産物販売所の継続を願う方も多くございました。また、生産者の生産意欲がかなりわいてきた状況でもございました。そのため、市では、JAぎふの方に農産物販売所の設置運営を関係者とともに働きかけをずうっと行ってまいりました経緯もございました。それで、過日、JAぎふの方から、現在、旧の真正町の方にございましたフレッシュセンターを5月初旬におんさい広場として規模の拡大整備を図り、地域で生産される農産物を販売していきたいという旨の方向性をいただきました。それをいただきまして、安全・安心な農産物を地産地消で図っていくことのできるJAぎふのおんさい広場で農産物を販売していくことができるような形態がとれるようになってきました。それで、昨日もですが、瑞穂市農産物直売所実験研究委員会、それと登録者も100ちょっと見えますが、ちょうどきのうの夜、集まっていたいただきまして、今までの経過の説明、それから今後の方針について説明をさせていただきました。

今後につきましては、おんさい広場の方ですが、500名程度の登録者が必要ということで、常時運営していくにはその程度必要ということですが、両方で今350名程度ですので、もう少し登録者の拡大等も図って、5月初旬ですので、すぐですので、そういう形でおんさい広場の方へ移行していきたいというふうに考えております。

それと、今現在、実証販売中の瑞穂市の農産物販売所につきましては、おんさい広場が開店する5月初旬までの間につきましては瑞穂市農産物野菜部会の方へ運営をゆだねたい。その間

に、いろいろな次のおんさい広場への移行、こういうものについて研究をしていきたいというふうを考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 私は重里というところに住んでおりますけれども、非常にこのことを心配されておられる方がおりまして、お聞きした次第でございます。農家の方が、安心・安全の野菜等をつくられて、販売できることが可能であるということをお伺いしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問に移ります。市長に伺います。

市長の所信表明の中より、先ほども触れましたが、市長は、「国の方針が地方自治体にどのように影響してくるか、どのように地方分権に結びついていくか。私は、この方向づけと進捗を見届けながら、今後の市の財政運営に生かしていきたいと考えております」と表明され、先月21日、桜の植樹を実施された際、300人余りの市民の皆様のボランティアの御協力があり、水と緑の回廊づくりの事業を進めることができ、これこそが「新しい公共」とされ、市長のマニフェストの中での、行政は市民が主体であり、市民の力なくして地方行政は運営できない。市民参加と協働のまちづくりを目指し、少しでも多くの市民の方に参加していただける機会、仕組みづくりを盛り込んでおります。ぜひとも多くの市民の皆様が参加していただけることをお願いするところでありますというふうに話されております。

いま一度、具体的に、どのようなことで市民の参加を求められておるのかを伺います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 御答弁を申し上げます。

若井議員におかれましては、毎回いろいろ提案型の一般質問をいただいております。心から敬意を表したいと思っております。また、今回におきましても、緊急医療情報キット、またヒブワクチン、Jアラート、私がいまだ詳しくない、そういったことにおきましても取り上げていただいております。本当にまさに提案型の一般質問をいただいております。本当にありがたく感謝を申し上げたいと思っております。

答弁に入ります前に、実は過去、瑞穂市が始まりまして、私も議会に3年おったわけでございますが、この一般質問の中で、所信表明の中での一般質問はできなかったわけでございます。なぜかといいますと、議会が開会される当日に議案が配付される。そして、それに基づいて話されたことを事務局が起こしまして、明るる日にその提案の文書化したものが出てくる。ですから、一般質問にはその内容が質問できないような状況でございました。それは、どこの議会を見ましても事前配付が当然でございます。私は就任させていただきましてすぐと、事前配付で議会の運営委員会のときにすべての皆さんにこの議案を配付いたし、そして所信表明も出す。

その中から御引用いただきまして一般質問をいただくわけで、まさにすべてのことで一般質問ができるという、よそと同じことができるようになったということでございます。

そんな中からの御質問でございます。

それでは、私の所信表明に対しての若井議員の御質問でございます。お答えをさせていただきます。

去る1月29日に鳩山首相が行った施政方針演説より引用いたしました「新しい公共」をとらえての御質問でございますので、私の基本的な考えをお話し申し上げます。

私はいつも、まず国の動向、特に新年度等々の予算におきましては国の動向を見きわめなくてはいけないところでございます。そんなところから、鳩山首相は、演説の2項めの「目指すべき日本のあり方」の中で、「新しい公共に支えられる日本」と題して、考えを述べておられるところでございます。

その内容の一部を紹介いたしますと、「今、市民やNPOが、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉など、身近な課題を解決するために活躍をされております」と述べ、次に、「人を支えること、人の役に立つことは、それ自体が喜びとなり、生きがいともなります。こうした人々の力を私たちは「新しい公共」と呼び、この力を支援することによって、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域のきずなを再生するとともに、肥大化した官をスリムにすることにつなげていきたいと考えておる」、こう話されておるところでございます。

首相の演説とは別に、一方で、国は地域力の創造、地方の再生をということで、盛んに「地域力」という言葉を使っております。要するに地域力とは、地域社会の問題について、市民や企業を初めとした地域の構成員がみずからその問題の所在を認識し、自立的、かつ主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力を言う解釈されておりますが、地域防災力、地域防犯力、地域教育力、地域子育て力など、地域の持つ底力のようなものでございます。そもそもこの言葉が使われ始めたのは、阪神・淡路大震災のとき、災害に強い地域を形成する上での原動力として、神戸市在住のまちづくりプランナー宮西が提唱した概念とのことで、また隣の岐阜市におきましては、地域力を地域の魅力、安全・安心な環境、市民の公共マナーやまちづくりへの意識を醸し出し、築き上げることで培われる力と定義をいたしております。

要するに鳩山首相の言います「新しい公共」は、こうした地域力を発揮する主体を指すと思うのですが、この住民の力をまちづくりに求める考えは、私がマニフェストに掲げる市民参加のまちづくりの理念と全く同じものと考えているわけでございます。新しい事業を起こすというわけでなく、従来から私が提唱してきたものをさらに発展、定着させたいと考えているところでございます。

そこで、「新しい公共」の具体案はとの御質問でございますが、新年度予算に盛り込んだ新

事業は、まちづくり条例の制定や市民参加による芝生化事業があります。議員提案の芝生化事業がございます。ほかに、水と緑の回廊づくり事業の桜の植樹も継続して行いますし、現在も毎年開かれております地域の夏祭り、そして校区のイベントなど、数々あるわけでございます。しかし、いま少し不足しているのは、地域美化ですね。地域を美しくする美化の精神ではないかと私は思っているところでございます。

鳩山首相が言うところの「人を支えること、人に役立つことは、それ自体が喜びとなり、生きがいともなります」という考えを、市民の皆さんに広め、定着させていきたいと考えているところでございます。

ともに地域のために動き、そして働き、よい汗をかいて、地域の美化に貢献する。これを喜びと思える環境づくりを行いたいと切に望んでいるところでございます。議員の皆さん方を初めとしまして、市民の皆さんの御賛同を賜り、ともに活動いただきたいとお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、具体的に市長のお話を伺いました。私は、12月議会の折、地球温暖化対策の一つで、緑のカーテン事業の取り組みについて執行部のお考えを伺いました。その際の答弁は、河合環境水道部長は、「公共施設でも有効な温暖化対策になる。実施を検討したい」。奥田企画部長は、「過去に検討したが、水管理の問題で実現しなかった。職員体制を考え、再検討したい」。堀市長は、「広報紙で緑のカーテンのやり方をPRしていきたい。少ない経費でできるなら、植物の種などの配布も検討したい」と御答弁いただいております。

これは、瑞穂の市議会便り掲載のそのままでございますけれども、このような企画をいろんなところでお話しさせていただいた際、多くの方から、ぜひ私も参加して、まちの温暖化防止対策に協力したいとの声をいただいております。このことは一つの企画にすぎませんが、冒頭お話ししましたとおり、大変財政厳しい状況の中、予想されることしの夏の公共施設の電気代等の経費の削減を目指して、しかも安価で、多くの市民の皆さんのお力をかりて、実現できるものであれば、堀市長の言われる市民協働参加のまちづくりではないでしょうか。

最後に、市長も引用されておられると思いますし、議員のどなたかも引用されたかもしれませんが、「なせば成る、なさねば成らぬ何事も。成らぬは人のなさぬなりけり」。江戸時代、瀕死の米沢藩を立て直した自助、互助、扶助の三助の方針を打ち出した上杉鷹山の言葉ですが、「なさねば成らぬ」という使命感と、「なせば成る」という意思力の大切さを今こそ具体的に、市長、行政、また私ども議員ともども、市民に強く具体的に協働参加を訴えるべきだと考えます。

今、市長の答弁でその辺のことを伺いましたので、私の質問はこれで終わりますが、いずれ

にしましても、瑞穂市のことは瑞穂市でやっていく。一貫して、きょうの質問の中で、国が言うからとか、国がどうだからということももちろんですが、大切なのは地方自治体だと思います。やはり我が市は我が市で、しっかりと先ほど言った企画とか、調査研究、いろんなことに力をつけて、取り組んでいかなければならない時代に入っているのではないかというふうに思います。それが地方分権、地域主権というか、そういったことにつながってくるように強く感じてなりません。

いずれにしても無駄をなくして、そう言いながら、弱者には手厚くいたわりの心を持って取り組んでいただきたいということを、きょうは無駄を聞いたわけではございませんけれども、いろんなことがありますけれども、やはり市民の皆さんと協力を願って、このまちをつかっていきたいということで、強く市長の方針を伺いましたので、私もしっかりそういう声を市民の皆さんに届けながら、お力をかりて、行政に携わっていきたいと思いますので、よろしく願います。

以上で質問を終わります。

議長（小川勝範君） 以上で若井千尋君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

なお、再開は、10時50分からといたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

民主党瑞穂会、広瀬捨男君の発言を許可します。

広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 民主党瑞穂会、10番 広瀬捨男でございます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき、美しいまちづくりについて、狭隘道路拡幅整備について、特定健診の受診率の向上について、長寿者褒賞金条例の改正について、以上4点について質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問席に移動しますので、よろしくお願いいたします。

市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために必要な生活環境を確保するため、市、市民、事業者及び占有者等が一体となって、空き缶等のごみの清掃を行い、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的で、瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例が制定されております。

最近では、従来から行われている清掃活動や啓発のみでは十分な対策が得られないとして、空き缶等投棄防止条例を制定する市町村がふえてきました。

中には安房トンネルの開通や東海北陸自動車道と名神高速道との直結による観光客などの交



流人口増加対策として、地域で統一した罰則付きの条例を制定した市町村もあります。

こうした条例は、平成17年の5月、県の調査では、県内46市町村のうち37市町村で条例が制定され、そのうちの10市町村で罰則付きの条例が制定されていましたが、平成21年の4月1日現在の県の調べでは、42市町村のうち39市町村で条例が制定をされております。罰則つきについては、高山市、関市、各務原市、可児市、飛騨市、郡上市、笠松町、関ヶ原町、輪之内町、大野町、池田町、白川町、御嵩町、岐南町の14市町村に増加してまいりました。市は、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 議員御指摘のとおり、瑞穂市の環境課職員はほぼ毎日のように廃棄物の不法投棄のために東奔西走しているというのが現状でございます。中には、廃棄物から所有者が特定できるものについては、警察当局と協力いたしまして順次事務を進めているというふうな状況であります。

平成15年に瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例が制定されました。この条例の第4条、市民等の責務というのがございまして、市民等はみずから生じさせた空き缶等のごみをみだりに捨ててはならない。

また、さらに第8条、清潔の保持というのがございます。清潔の保持は、市民と事業者及び占有者等は道路、河川、水路、公園、広場及びその他公共の場所、並びに他の者が占有し、または管理する場所に空き缶等のごみを投棄し、または汚してはならない。さらに第2項、飼い主、犬などの飼い主は、前項に規定する場所を汚染するような行為を飼い犬等が行った場合、汚物の処理を十分に行い、清潔にしなければならないと規定されています。

さらに第9条、立入調査というのがございまして、市長は、この条例の施行に関し、必要な限度において、職員に空き缶等のごみが散乱している土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

さらに第10条、勧告というのがありまして、市長は、前条の規定により、空き缶等のごみを投棄し、または汚した者を発見したときは、その者に対し回収及び清掃等適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

さらに第11条、回収及び清掃命令というのがありまして、市長は、前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく従わないときは、期限を定め、その勧告に従うべきことを命令することができる。この場合において、命令に従わないときは、市長はその内容等を公表することができる。

さらに第12条、関係法規の活用。市長は、この条例の施行に関し、関係法規の活用を図るものとする。

それで、関係法規でありますけれども、これは昭和45年の第64回の臨時国会、第3次の佐藤

内閣のときでありますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのが制定されました。その中の第16条、投棄禁止によりまして、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないと規定されております。さらに、同法第25条第14項によって罰則が定められておるといのが現状であります。

私どもは、心ない一部の人による不法投棄を防ぐには、悪質な場合は法律により対処しております。都度、新聞などに不法投棄による書類送検とかというふうな記事を見出すことができます。私は、何よりもまず社会教育というか、人間教育の徹底、それから啓蒙活動が先決と考えております。以上であります。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今の部長の答弁なんですが、確かに悪質という場合は、先ほど言われましたようなことができるわけですけど、私の言っているのは善良な市民を主に対象にしているんですが、例えば皆さん御存じですけど、たしか去年の暮れだったですか、12月かそこらだったと思いますが、自治会の方へ回覧が回ったわけですね。私のところへ電話もかかきまして、実際見えた人もあるんですけども、今、ちょっと話をされたんですけども、不法投棄等については大変厳しい罰則が設けられており、違反すると5年以下の懲役、もしくは1,000万以下の罰金、またはこの併科が課せられます。法第25条。熱心な人は、六法全書を見せてくれんかなと言われた人もありますし、こんな罰金にいつなったのということで、やっぱり身近な、これは国の法律です。法律は遵守せないかんですけども、これは悪質でなければいけませんから、普通の人ちょっと犬のふんをすとか、そういう罰則がないというのは、先ほど言いましたように、部長はよく御存じですけども、新しい条例をつくる場所はほとんど罰則つきなんですよね。本当は好ましくないんです。そういうことをすべきではないけれど、やはり瑞穂市も都市化してきまして、私も少し農業をやっているんですけども、田畑へ行くときは必ず袋を持って行って周囲を拾わないと危ないんですよね。缶ならまだいいけれども、ガラス瓶でもほかってあることがありますので、そういう点では苦慮しているんですが、皆さんも同じだと思いますが、例えば美化指導員等の設置、旧巢南の方ではここに推進員とかというのがあったかと思いますが、そういう美化指導員等の設置をしているのも、県の調べでは42市町村のうち20市町村あるんです。先ほど言いましたように案外大都市よりも町の方が多かったようなふうで、瑞穂市というとちょうど中間のところですので、そういうこともよく検討していただかないと市の職員も大変だと思うんです。たまに行っても、今、部長が言われましたように、環境課の職員は本当にあちこちと歩いたり、いろんな指導もしてみえらと思いますけど、そういう点で、ぜひ罰則つきを検討すべきときに来ているのではなからうかと思います。それについてお願いします。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 私は、先ほども申し上げましたが、罰則よりもやることあるんじゃないか。といいますのは、今、瑞穂市でなぜそういう人がいるかといいますと、やはり社会教育、人間教育だと思います。ですから、以前、私も教育委員会にいましたときに盛んにやったのはミニ集会、区民会議なんです。そこでそういう場を設けていただいて、こういう条例の徹底とか、当然人が人として守らなければいけない当たり前のことですから、人が人を取り締まるんじゃないしに、みんなでまちを美しくしましょうというふうな、人間性があふれる瑞穂市になるんじゃないか、かように認識しております。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 先ほど罰則の市町の数と言ったんですけど、岐阜市はそれに外れているんですけど、たばこを捨てると2,000円の罰金ですか、そういうものもありますし、私もたまにボランティアで岐阜市の指定したところを団体で二、三回拾わせてもらったことがあるんですけど、そうすると、あるのはたばこの吸い殻だけなんですよ。例えばの例ですけど、例えば交差点でたばこの吸い殻入れを置くとか、この間も、場所は言いませんけれども、わざわざとまって畑へ置いていくとか、そういうことですので、当然理想的にはモラルでやるというのが当たり前のことだし、監視員も要らないし、そういう面ではいいんですが、犬のふんなんかの立て看板もたくさん立ててあるんですけども、行政指導ということ、例えば犬のふんなんかの袋でも透明のものに指導するとか、そんなようなことを具体的に考えてみえることについてもお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 私も以前自治会長会の總會のときにそういう御質問がありました。犬の散歩のときに、袋は持っているんですけども、中に何も入っておらんという人が大変多いと。要はカムフラージュのためにそういう袋を持って歩いてみえるというふうな人が見えますというふうなお話をさせていただきました。私は、何よりもそういう行為を行った人が自分の行為を恥ずべきやと、かように思います。ですから、私どもは小さいころは、例えば横断歩道を渡るときは手を挙げて渡りなさい。ところが、四十、五十になりますと、手を挙げて渡るところか、赤信号でも渡ってしまう。そういうふうな人がふえてまいります。それと同じように、幼いときの気持ち、素直な気持ちをもう一度我々大人が範を示す。そういうふうな瑞穂市になってほしいというふうなところから、まず罰則じゃなしに、規範のある教育活動が私は必要と考えております。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 市長にお尋ねするんですけど、そのようなモラル、道徳とか、市長のマニフェストにもあったと思いますが、具体的にどんなふうに、例えば思うんですけど、犬のふんでも透明なやつでやってもらおうとか、今、部長言われましたが、そういうことをつくづく思うんです。例えば私、白菜がことしできたんです。私が畑におっても、白菜に犬が尿をしても、引っ張っておる人は何も言わない。そういう人に限って袋も持っていない。先ほど言ったように、持っていて、ほとんど空の人。そういうこともありますので、市長、その辺のところは、ごみの問題というのはいろんなものがあるんですけども、考えについてお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 広瀬議員さんの御質問に対しまして、環境水道部長の方からる御答弁を申し上げておるところでございます。

先ほど、若井議員さんの御質問の中で、「新しい公共」といいますか、そこでもお話を申し上げたところございまして、今、本当に欠けておりますのは地域美化の精神ではないかということをお先ほど申し上げたところでございます。まさに地域が地域のことをもう少し考えなくてはいけない。それはやっぱり、先ほど環境水道部長からお答えさせていただいた、それぞれの心の持ち方というところで、社会教育の啓蒙といえますか、このことを申し上げたところでございます。それが一番いいということは議員さんも御承知のとおりでございますけれども、それではなかなかされんから、具体的にという御質問ではないかと思えます。

このことにおきましては、もう少し、本当におっしゃるとおりのところがございまして、今ここでどういうことというお答えができるところでございますが、いずれにしても地域美化の精神を、自治会とか、そういったところでしっかりと取り上げて、こういうまちづくりに取り組んでいただくということを御理解いただかなくてはならないなと感じておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 確かにモラルは大事ですので、罰則のことも考えながら、行政指導も、自分たちもですけども、みんながやることということで、よろしくお願いたします。

2点目に、狭隘道路拡幅整備についてお尋ねをします。

私たちが毎日利用している生活道路は、人や車が安全に通行するだけでなく、災害時には消防車や救急車などが敏速に移動したり、火災の延焼を防いだり、災害時の避難経路など、防災上でも重要な役割を担っておるわけでございます。しかし、これらの働きを十分果たすことのできない狭い道路がまだまだ多くあるわけでございます。

生活環境の改善を図り、安全で快適な住みよいまちづくりを促進するため、建築主等の理解

と協力のもと、建築行為に伴う狭隘道路の後退用地を確保し、拡幅整備することが早急に必要だと考えます。市はどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御質問の狭隘道路の件でございますが、現在、市道約500キロのうち幅員4メートル以下の道路は116キロで、全体の4分の1を占めています。市では、建築に伴って開発事業計画協議書により事前協議を実施しており、計画道路のある場合については、計画に沿った道路の幅員の後退、それから用地の買い取り等を行っております。それ以外の道路につきましては、道路中心から2メートルの後退を建築基準法等により実施いただき、最低4メートルの道路の確保をするために指導を行っております。その道路後退の部分の用地、それから整備費については建築主の負担ということで今現在行っております。

道路幅員については、先ほどありましたように生活道路の幅員は最低で4メートル確保したいということで、道路整備審議会の方でも今協議を行っていただいております。私も生活道路については最低4メートルが必要ではないかというふうに考えております。ところが、長い歴史の中で、都市計画の線引き以降、いろいろな指導がしてございます。先ほど言いましたように無償で寄附でいただいたり、それから時には壁まで施主の方で壊していただいたり、いろいろな方法をとっておりますので、今後につきましては、もう一度庁内で検討し、産業建設委員会等にも諮りまして、協議をかけて、できるだけ道路後退、生活道路の確保ができるような方向で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今、確かにそうやっていただいておりますが、私の見た限りは、例えば建築申請をしますと、3メートル未満の場合、中心から2メートル、片側ががけだとかというのは全部で4メートルということになりますが、そういうことで指導はしてあると思います。しかし、実態ですね。例えば旧集落やと、瑞穂市は低いですから段積みだとか、石積みがありますね。例えば新築されると、家は控えているんやね、中心から2メートル。そうやけれども、石垣とか、そういうものはそのままなんですね。購入する気もない。やるんだったら、自分の方で分筆をして云々ということなんですね。それじゃあ拡幅できるはずがないわけですね。

それが、前は買ってくれたときもある。今は本当にばらばらになって、住民の人から物すごい批判を受けているんです。ひいては、市としても損なんです。そのときにきちっと買わせていただいて、分筆というのは、今御承知のように変わりました、物すごく金がかかるわけですね。それで登記して、出しなさい。そんなことではとてもできないので、私は、先ほど言いましたように、要綱、条例でもいいんですけど、狭隘道路に対するものをつくれれば、隅切りもで

きるし、法的に言えますので、ぜひそのことを検討していただかないと。そして、背割り道路なんですね。部長にもこの間お話ししておったんです。場所は、公で言えませんが、もう20年も前に下がった分譲地の一番水路周り、そのところの人は、別府ですけれども、本来ならその道路に20年もたっておりゃあ道路になって、下水が通らないかね。その人はやはりいろいろの事情で、通路も狭いで、借地で開発でできたような道路のようですから、どちらからも引くに引けない。そういう人も一部ありますので、それは執行部の方はわかっているんですけども、そういうことのないように、やはり背割り道路はちょっと広い、6メートルだと思いますが、そういうことをきちっと公に公示してもらおうとか、そして、狭隘道路の場合は国の補助も来るかと思いますので、4メートルの場合は恐らく国の補助が、特定の場合は別として、ないと思しますので、それは国の補助も使えるし、そういう条例でやれば市も得だと思うんです。そのときに石をきちっとどけてもらう。その辺のところの金額とか、そういうことについては、またいろんな面で調査してもらって、最近、本当に片田舎というか、私、ちょっと知り合いがありまして、愛知県の金魚で名高い弥富市ですが、人口はこちらの方がちょっと多いと思いますけれども、本当に似たようなまちなんですけど、どうしても狭隘道路が多いということで、22年4月1日から施行になるということで案をもらったんですけども、部長にもちょっとお見せしたんですけど、そういう点で、ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。それが市の財政のためなんです。国のお金も来るし、そして、市道としてもきちっとしていけるといことで、よろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 狭隘道路の関係の御質問でございます。本来でございますと、二つの町が合併して瑞穂市になっております。この点に関しまして、きちとした取り決めもなされておられません。過去の経緯もあるわけでございますけど、整合性がとれておらん部分もございしますので、やはりどこかでその線は引かなくてはいけないと思っております。十分検討課題ということで、早く検討をさせていただきたい、このように思っておりますので、よろしく願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） もう一言、背割り道路についてちょっとお願いしたいんですが、この間もある人が家を建てるということで見えて、市役所へ行ったら、6メートルだから、センターから3メートル、とりあえずどうしてくれるんだということで話があったんですが、これは計画しておると。その人は、先ほど言いましたように、計画といたって、工事してしまえば私らわからないわということなんですけど、業者が入っていますので、業者がいろいろ折衝しておったんですけど、結果的には、とにかくもう控えて、当然のことですが指導はしておって

もらえるわけ。コンクリートを流してくれと。なら、分筆してくれ。それはできません。買いません。固定資産税は出さんならん。その辺のところ二重になるんですけど、ぜひ検討を、市長も前向きなようですから、ぜひお願いしたいと思います。

次に、特定健診の受診率の向上についてお尋ねをいたします。

日本人の死因の約6割はがん、心臓病や脳卒中などの生活習慣病であり、また国民医療費の約5割は、これらに糖尿病と、その合併症を加えたものと言われております。平成20年4月より、今までの基本健康診査から特定健診という新しい健診制度ができました。特定健診は、40歳から74歳の人を対象に、加入する保険者が健診の義務を負うことと、メタボリックシンドロームの危険因子を持つ方を早期に発見し、個別性の高い特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防に寄与し、市民の健康生活の維持・向上を図り、医療費の抑制へとつなげていくこととなります。

そこで、平成20年度から特定健診が開始され、2年を経過しようとしておりますが、20年度、21年度の受診率についてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいま議員の御指摘のとおり、特定健診は平成20年4月に保険者に義務づけされたものでございまして、各保険者ごとに実施しているものでございます。

さて、御質問の瑞穂市の国民健康保険における受診率でございますが、平成20年度は43.0%、21年度におきましては、3月5日現在でございますが43.3%と、前年とほぼ同率と今現在ではなっております。年度末にはさらに伸びるのではないかというふうに見込んでおります。

なお、22年度におきましては、目標をさらに伸ばして、53.6%という目標を目指して進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） そうしますと、たしか計画があったと思いますけど、20年度43%というのは予定を上回っておりましたかね。それと、21年度は今43.3%と聞いたんですが、目標値はどれだけになっていますでしょうか。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 平成20年度の目標値につきましては42.5%というところでございます。それと、21年度では、当初計画で目標は45%という予定を持って、ほぼ目標値に達しておるかなというふうを考えております。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） いろいろ苦労してみえると思いますが、25年だったか、何年度だったですか。24年度に受診率をどれだけまでにするという目標値があったと思いますけれども。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） おっしゃられますように24年度で65%の受診率にしよう。さらに、特定保健指導については45%というふうに出されております。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 部長にお尋ねしたときに、受診率についていろんなことをやってみるんですけど、ある市町ですけど、川柳を募集して、脱メタボ、生活習慣反省というようなことで、それに対する川柳を募集したとか、そんなこともあるんですけども、瑞穂市としては、受けなかった人にいろんな通知は出しておみえになるようですが、そのほか、何か今後やっていきたいとか、今までこんなことをやったということがありましたら、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいまの御質問の啓発の関係になるかと思いますが、対象者の方には直接受診券を送付させていただいて、当然呼びかけはしておりますし、また市内の医師会とか歯科医師会の御協力を得まして、医師の先生方から積極的に受診を呼びかけていただいたり、待合室等に啓発用のポスターを掲示する。さらには、自治会の方へお願いして回覧物を回らせていただいたりとか、自治会連合会で趣旨等の御説明をお願いをしておりますが、なかなか伸び悩んでいる状況で、私ども大変苦慮をしているところでございます。

そういうふうなところで、21年度は受診期間を10月までという規定で受診券を送付させていただいておりましたが、その時点では受診率が、実際のところではいいますと、11月ごろで38%ぐらいにとどまっておりましたので、一応今年度3月いっぱいまで延ばすということで、未受診者の方に再度文書等も発送させていただいて、その状況がどのようにあるのかという分析をする意味からも再度発送させていただきました。その結果を受けますと、やはり受診券をもらったけど忘れてたわという方もかなりありますし、病院で入院していたとか、人間ドックにかかったで、まあいいですよとか、さらには会社等の保険でやっていますとか、いろんな御意見をいただきましたが、今後それを生かしながら、当然に予防対策にもつながることですので、さらに受診率を向上させていきたいというふうに考えておりますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。



10番（広瀬捨男君） それでは、そちらの方は、ちょっと前に聞いたとき、低かったもので、大分努力して、受診についてやっていただいておりますので、さらにまたよろしく願いいたします。

最後に、長寿者褒賞金条例の改正についてお尋ねをいたします。

長寿者褒賞金条例改正で、長年にわたり社会の発展、向上に貢献していただいた高齢者の方に褒賞を授与し、お祝いを申し上げてまいりましたが、高齢化が進み、介護保険制度等、高齢者にかかわる社会構造も変わってきました。よって、より多くの方が福祉サービスを受けられる福祉施策に転換したく、褒賞金の額等を見直す内容の市条例の改正をしたい旨の市長からの提案説明を受けたわけでございます。

内容が高齢者にとっても厳しいと私も考えますし、この件については、内容を細かく、2月27日のある新聞で報道されておりますが、住民の方がお見えになりまして、たしか市長のマニフェストに、障害者とか、母子福祉、高齢者も充実ということが書いてあったんだけど、その辺のところは非常に厳しいですねという話がありました。

そこで、近隣の本巢市とか北方町、大垣市なんかの現状はどんなふうな敬老事業、いわゆる敬老祝い金も含めて、現状をお聞きしたいと思いますけど、よろしく願います。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） それでは、広瀬議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

今回、長寿者褒賞金条例の改正の提出につきましては、現在、少子・高齢化など、昨今の高齢者を取り巻く社会情勢等の変化によりまして大変目まぐるしいものがありますので、今回、褒賞金の額の見直しをさせていただきたく、今議会に提案させていただいた状況でございます。

当然当市におきましても今後高齢化がますます加速していく状況でございますし、財政も厳しくなっております。高齢者の皆さんがいつまでも健康で自立した生活を過ごせるために、介護予防事業を強化、充実、また高齢者の方が安心・安全に暮らしていただくためのいろいろな施策をして、高齢者福祉の各事業につきまして幅広く充実をしていきたいという考えで提案をさせていただいております。

先ほどの質問の中でございますが、近隣の状況はどうかということでもございました。先ほど議員言われましたように、大垣市の方では、敬老会事業につきましては、幅広く77からやられておまして、77歳で5,000円、80歳で1万円という状況でやっておられます。また、北方町につきましては、88歳が3万円、それから90から95歳が1万円、100歳が50万というようなことでやられております。また、全体的に岐阜市とか、各務原とか、そういうところもござい

〔「本巢市」と10番議員の声あり〕

福祉部長（石川秀夫君） 本巢市につきましては、88歳が3万円で、あと100歳が50万でござ

います。全体的に88歳（米寿）と、それから100歳の祝いのところが多いという状況でございます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ちょっと確認なんですけど、北方町は、90歳から99歳までというふう聞いていたような気がしたんですが、今、そんなふうに言ってもらえたですか。

それと、大垣市の関係ですけど、大垣市も、昔のやつではもう少し途中が北方町に似たような形をしておったと思うんですけど、現状はちょっと調べていませんので、ちょっと確認をしたいんですが。

議長（小川勝範君） 石川部長。

福祉部長（石川秀夫君） 北方町につきましては、88歳が3万円、それから90から99歳までが各1万円ずつですね。100歳が50万ということです。

それと、大垣市につきましては、77歳が5,000円、80歳が1万円、88歳が1万5,000円、それから90歳が2万円です。それとあと91から98歳までが1万円と、99歳が3万円という状況です。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ちょっとお聞きするんですが、市長はよく福祉について、今度は自分、市長、副市長、教育長も提案を受けて、報酬を7%カットされているんですが、他市並みと言われるんです。今、近隣をちょっとお聞きしたんですが、余りにも瑞穂市は差があり過ぎるかと思うんです。高いことは、提案のときもありましたように一番高いと思うんですが、100万円というのは。しかし、100万円から10万円になるとか、90歳も95歳も22年度からなくなるわけですね。余りにも厳しいと思うんです。そういう点について、市長の考え方についてお尋ねしたいんですが。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今回、この3月の定例議会に出させていただいております長寿者褒賞条例の改正につきましての御質問でございます。

お答えをさせていただきますが、私、マニフェストの中にもいろいろ取り上げさせていただいておりますが、いろんなことを他の市町並みにはしたいというところございまして、この長寿者褒賞条例につきましては、今、岐阜県で瑞穂市が断トツということになっておるところでございます。この事業は、実は過去のことを申し上げて申しわけないんですが、旧巢南におきましては、昭和50年代、昭和の事業でございまして、そのときはもっと長生きをということで100歳を目標にということでされまして、私、昭和54年に議会に出させていただいたところでございますが、その以前にやられた。そのときは脚光を浴びたわけでございます。それから

いろんな町が取り組まれたというふうに私は県内の状況も把握をしておるところでございます。

ところが、平成12年に介護保険制度が設けられまして、これからの長寿者を社会全体で支えていくという介護保険制度が取り入れられたところございまして、それ以来、どこの市町もいろいろ考えられまして、ここまで来たところでございます。

その中で、旧本巢郡の中だけが突出しておるところでございます。それも、お互いに話し合っただけということではなく、あそこが高く設定をしているからということで、何とか改正をしたいけれども、なかなかできなかったということで、現在、本巢の広域連合でいろいろ北方町、また本巢市とお話をしております。どこの町も真剣に今回は考えたいというところで協議もいたしておるところございまして、今回こういう形で出させていただいたところでございます。私どもがさせていただきますと、両市町もそれに合わせてというところでございますので、今回、はっきり申し上げまして、介護保険制度ができたあそこら辺が大きな一つの節目であったんではないかと思っておるところでございますので、ぜひともひとつ今回出させていただいております、社会情勢が大きく変化しておることは間違いのないところでございます。私ども、長寿者の人に敬意を表しておらんわけでも何でもございませぬ。これまでの社会貢献に対しましては、本当にありがたく、感謝をいたしておるところでございますけれども、いろんな社会情勢、経済情勢をかんがみましての今回の提案でございます。格別の御理解をいただきますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 石川部長にお尋ねしますけど、平成21年と22年、23年で、これに関して、敬老福祉事業、祝い金も含めたものについて、どのくらいの金額が予定されているのか、手元にありましたら教えていただきたいんですが。

議長（小川勝範君） 石川部長。

福祉部長（石川秀夫君） 老人福祉関係の予算の方でございますが、21年と22年でございますが、老人福祉関係の中では、後期高齢者の療養費負担金とか、介護保険給付費とか、そういうものを合わせまして、総額で21年度は5億9,300万ぐらいあります。21年当初予算につきましては6億9,100万と、全体的には9,800万ぐらいの老人福祉部分としては増額になっているのが現状でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） それもですけど、絞って、敬老事業についてどのくらいの推移かということをお聞きしたかった。手元にありましたら、21年、22年、23年度の予算の大体の予定値というのか。

議長（小川勝範君） 石川部長。

福祉部長（石川秀夫君） 長寿者褒賞金の金額でございますと、20年実績で1,345万です。それから、21年につきましては1,575万でございます。22年につきましては、今の条例の金額でいきますと922万5,000円の予算になっております。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 新聞にもよく皆さん、住民の方も言われるんですが、努力もあって、いわゆる実質公債費比率が4%台でおさめたいというすばらしいまちだと思いますが、それだって使ってしまうやあしまいということなんですが、余りにも差がひど過ぎると思うんです。今、市長の話だと、本巣市も北方町もということですけども、下げる競争じゃなくて、やはり褒賞ですから、字のとおりですから褒めたたえるということじゃないかと思うんですが、そういう点で、少し途中がなくなるということはちょっとひど過ぎるように思いますので、その辺のところを、褒賞だから、やっぱり途中もずっと続けていただくだとか、合併のころよりはずっと悪くなっておるわけですから、今、合併当時の約束事を言っても、時代が変わってきたと言やあそれまでですが、ぜひそういうことを心に置いて、今後、そのほかに、石川部長にお尋ねしますけど、見返りのようなものでどんなことを考えてみえるか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 石川部長。

福祉部長（石川秀夫君） 今回の部分としましては、褒賞金の方は下げさせていただいておりますが、敬老会の助成金の方で上げさせていただいております、予算的には200万ぐらいの金額が増になっているのが現状でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） いずれにしても、今のままの数字では、先ほど提案を受けたものではとても厳しいと思いますので、そういう点はやはりいろいろと、ほかの方の事業でと、今ちょっと概略を聞いたんですけど、いろんな支援することがあると思いますので、確かに市長が言われたように、介護の制度もある。逆にまた介護制度とかいうことで逆のこともありますので、例えば今までだったら、息子さんがどこかの会社へ勤めておった。75歳以上の夫婦から聞いたんですが、今まで扶養家族で一銭も出さんでもよかった。それが今度は相当出さんならんというようなことでこぼしてみえたんですけど、市長の言われるのもわかるけど、そういうマイナス面もございますので、福祉事業も含めて、高齢者の人が、ああ瑞穂市にいていいなあというふうなことで、少なくともそういう姿勢といいますか、市長はそつがないと思うんですが、今度の提案はちょっと厳しいかと思いますので、そういう点は再考してもらいたいと思うんで

すが、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で広瀬捨男君の質問を終わります。

なお、午後につきましては、1時から再開をいたします。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時05分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

改革、土屋隆義君の発言を許します。

土屋隆義君。

2番（土屋隆義君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番の土屋隆義です。

議長より発言の許可をいただきましたので、今後の瑞穂市の廃棄物行政について、改革派の代表として、7点にわたり質問させていただきます。

以下、質問席に移らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、平成20年度にも同じ中身について質問させてもらいましたが、そのときの執行部の答弁は、ごみ処理行政に関しては他の市町村と比較しても大変におくれているというものでした。

再度、その現状を説明しますと、十九条に設備されている瑞穂市の中間処理施設焼却炉は、平成9年にダイエーエンジニアング会社と穂積町が6,562万5,000円で随意契約をし、工事が完了し、焼却炉が稼働し始めてから、早くも11年が経過しました。しかし、焼却炉は平成21年4月からは一日も稼働しておりません。その中止している理由を、人件費（稼働前後）の分析等も含めて、明確に答弁していただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 焼却炉は、議員御指摘のとおり平成21年4月より中止をしております。その理由は、焼却の際に発生するスクラバー（焼却灰から発生する汚泥）の処分先が受け入れ困難によるものであります。

また、人件費につきましては、焼却炉に関する業務は専属の瑞穂市職員が従事しております。現在は美来の森に搬入される廃棄物の中間処理業務を行っておりますので、人件費につきましては従前のとおりであると認識をしております。

〔2番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土屋隆義君。

2番（土屋隆義君） 2番目に、もしこのまま十九条の美来の森の焼却炉を稼働しないとするならば、今後、その跡地に瑞穂市のリサイクルセンターをつくるにしても、または牛牧保育所とか瑞穂市運動公園にするにしても、焼却炉は今年度じゅうには撤去する必要があると思いま

す。執行部の見解を求めるものであります。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 焼却炉の撤去につきましては、平成22年度、新年度にリサイクルセンターと粗大廃棄物の有料化に関する調査を行い、平成23年度をめどにと考えております。以上です。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 土屋隆義君。

2 番（土屋隆義君） いずれにしましても現実には、行政の対応が他の市町村と比較しても非常におくれているというのが現状です。平成 9 年の美来の森の焼却炉に関する穂積町と十九条との協定書の中身が遵守されて管理・運営されていなければならないのに、あまり守られていないのが現状ですというのが十九条の住民の率直な思いであります。十九条の中間処理施設焼却炉は一時的なもので、将来は揖斐本巢一部事務組合での焼却構想ができるまでと十九条の住民は理解していたのであります。

そこで、まず確認しておきますが、その事実経過に間違いがないかどうか、執行部の見解を明らかにしていただきたいと思えます。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 廃棄物の経緯につきましては、平成 8 年度に、国の指導によりましてダイオキシンに関する規制がだんだんと厳しくなってきました。さらに平成11年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定されました。それによりまして、小規模な焼却炉がどんどんと姿を消していくというのが当時の国の傾向でありました。

そんな中で、当時の穂積町では揖斐本巢粗大廃棄物処理組合が解散いたしまして、西濃環境整備組合では粗大廃棄物の受け入れが当時はできない状況でございました。そこで、やむを得ず小型焼却炉の設置をした経緯でございます。議員御指摘のとおりでございます。

また、地元との協定書につきましては、焼却炉の管理については遵守されていると認識をしておりますが、要望事項につきましては、要望どおりに十分に履行できていないと認識をしておりますが、現在、鋭意努力をいたしておるところでございます。

西濃環境整備組合では平成18年度より粗大廃棄物の受け入れができるようになりました。構成市町村は当組合へ搬入するようになりまして、焼却炉の必要性がなくなったというふうに認識をしております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 土屋隆義君。

2 番（土屋隆義君） そういう経過がありましたということで、焼却炉を今後どうされるのか、その対応について執行部の明確な答弁を求めたいと思えます。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 平成20年度に一般廃棄物処理基本計画を策定いたしました。それによりまして、平成23年度をめどに、リサイクルセンターを視野に入れて、粗大廃棄物の有料化を考えております。そのときにあわせて焼却炉の撤去も同時に考えております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 土屋隆義君。

2 番（土屋隆義君） 次に、中間処理施設の跡地利用に関連して質問させていただきます。

ここに平成21年3月に策定されました瑞穂市一般廃棄物処理基本計画がありますが、その60ページの7、ごみ処理施設の整備に関する事項には次のように書かれています。「資源ごみ及び粗大ごみ等の選別処理の徹底を図り、廃棄物の減量と、限りある資源の有効利用を促進するために、リサイクルセンターの建設を検討します」。

そこでお尋ねしますが、リサイクルセンターの構想、またリサイクルセンターの稼働に伴う課題について、どうお考えでしょうか。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） リサイクルセンターの基本的なスタンスといたしましては、一般家庭から排出される廃棄物の中で、可燃性廃棄物として収集袋で回収されるもの以外の廃棄物を一括処理できる施設を考えております。

また、仮に美来の森で建設される場合の課題といたしましては、平成9年に地元との協定書の遂行、それから焼却炉の取り扱いが考えられます。また、収集処理業者との協議、現在行われている分別収集形態、粗大廃棄物の有料化の料金等が考えられます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 土屋隆義君。

2 番（土屋隆義君） さて、6 番目ですけれども、リサイクルセンターが仮に十九条の美来の森で稼働されるとしてお伺いいたします。

塵芥処理費の決算の内訳を見ますと、委託料と負担金補助及び交付金が占める割合は、過去3年間の平均で85.86%となっております。中でも、廃棄物処理委託料は過去3年間の平均で61.29%を占めているわけですが、リサイクルセンターが稼働することによって、これまで市外に処分を委託していた経費の削減が見込まれると思いますが、それがどの程度のものかも含めて、執行部の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 議員御指摘のとおり、廃棄物に関する経費、特に廃棄物処理委託料は多大な経費がかかっております。そこで、リサイクルセンター稼働により削減が考えられるものとして、瑞穂市以外で処分を委託している廃プラ、木くず等で、仮の試算で

ございますけれども約6,500万程度の削減、また収集委託料で約3,500万の削減が考えられます。また一方、西濃環境整備組合への搬入料の増加に伴う経費が約1,300万円程度ふえます。また、破砕機等の維持費で、北方町の実績から申しますと5,000万程度の増加。また、反面、粗大廃棄物の処理手数料として、仮に北方並みの料金にいたしますと、手数料として1,600万程度の収入が見込まれます。これらを計算しますと5,300万程度の削減が見込まれますが、さらに正確な削減額、また増加額に関しましては、新年度に調査費を計上しておりますので、その結果につきましては改めてお示しができるものと考えております。

〔2番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土屋隆義君。

2番（土屋隆義君） ありがとうございます。

リサイクルセンターが稼働すると、廃棄物に関する経費は年間、今おっしゃられたように5,300万程度の削減ができるというわけですから、平成22年度には調査費、それから23年度にはぜひともリサイクルセンターをつくってもらえるような構想があるかどうか、これ市長にお伺いしたいんですけれども、平成23年度にはリサイクルセンターを、瑞穂市は10年もおくれているというのが現状ですので、私、この前、巢南の役場で環境課の方とお話ししておいたら、瑞穂市はごみ処理の関係は10年おくれているというふうに行政側の一線に見える方が言われるもので、現実に瑞穂市はごみ処理、要するに粗大ごみを含めて、非常にやっておることがおこなわれているというふうに言われましたもので、私もそれを聞いて、やっぱり巢南町と穂積町が合併したときに、ごみ処理問題についても、収集方法が違うということがチラシを見てわかったんですわ。こういうことも、合併したときにこれがきちとなっておれば、もう少し進んでいったんじゃないかなと思われまますので、ちょっと堀市長の、23年度にはぜひひとつリサイクルセンターをきちとつくってもらえるようになるのかどうか、市長の答弁をお願いしたいんですが、よろしくお願いします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、土屋議員から、瑞穂市の粗大廃棄物のごみ処理の関係についていろいろ御質問をいただいております。御案内のように合併して7年になりますが、このごみ処理の関係、まだ瑞穂市ははっきり申し上げましておこなっております。そんなところから、私どもとしまして、いろいろ苦慮いたしておりますが、先ほど環境水道部長からもお答えさせていただいておりますように、今年度、その計画をしっかりと煮詰めたいということで予算の計上もお願いしておりますのでございます。

これができれば、地元の皆さんにとりましてもきちとした施設整備になりますので、現況より環境もよくなります。そして、さらに、いろいろ実際やりますとどのくらいの経費が削減されるかということも申し上げたところでございますが、経費的にもこれをするによって



削減がされるわけでございますので、何とか23年に向けまして整備をするという方向でしっかり頑張っていきたい、こんなふうに思っておるところでございますので、よろしく願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土屋隆義君。

2番（土屋隆義君） ありがとうございます。

最後に、粗大ごみの削減についてお聞きいたします。

瑞穂市の粗大ごみの排出量は、本巢、北方、神戸、輪之内町、大野町、安八町と比べてみまして、平成16年から平成18年の平均をとりましても、瑞穂市の排出量は平均で約3倍になっております。これは年間1人当たりになりますと、約27.2キログラムという異常な数字が出ております。一見よいように思われますが、悪いこともあるわけですね。瑞穂市は悪いことだと知っ  
ていながらやっている。全く税金の無駄遣いなんですね。他の市町村に比べて約3倍の排出量、  
こういう現実があるわけですね。

この21年度の一般廃棄物処理基本計画の中に、グラフにきちっと書いてデータが出ておるわけですね。無料化の関係で排出量が他の市町村に比べて3倍あると。これが、例えば北方を例にとりますと、北方はどんなものも10キロ400円と。瑞穂市の場合、このグラフで見ますと、年間約2,360トン。これは10キロ400円で計算いたしますと、約5,400万くらいの、有料化にするとそういうような計算で、ともかく3倍ですので、約3分の2は無駄な金を使っておるとい  
う現実があるわけですね。これはどうしても、何かの形で無駄な金を使わないように対策を考  
えないかんとということが一番大事ではないかというふうに思っておりますので、今年度、調査  
費として数百万組んであるということも含めて、やはりきちっと行政側と議会の方も交えて対  
策を考えないかんとというふうに思います。そういうことで、最後の質問にお答え願います。よ  
ろしく願います。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） まず廃棄物、特に粗大廃棄物の経緯を、私もずうっと以前から  
廃棄物行政をやっておりまして、ずうっと以前の経緯を申し上げますと、旧穂積も旧巢南も実  
際に分別収集、特にリサイクル法ができてからはきちんとやっておりますが、それ以前はどこ  
のまちでも同じような状態でありました。特に粗大廃棄物に関しましては、地区のごみステー  
ションに、その日決まっておるにもかかわらず、前の日からごみを置いてみたり、それから、  
それを目当てにほかの市町からいろんな業者の方、それから愛好家などが見えて、いいものを  
とっていかれるというふうな状況で、大変各ごみステーションでは混雑をしておりました。そ  
れを何とかしようというふうなことで、当時私が考えましたのは、粗大廃棄物をごみステー  
ションに出す場合は有料化にしましょうと。1束200円というふうな設定をしました。それだけ

じゃなしに、ある一定のところへ自分で持ち込んでくだされば無料にしましょうというのが始まりであります。そうしたところ、各地区のごみステーションというものから粗大廃棄物が全部消えました。よかったなあと思っておったんですが、今の課題といたしましては、とにかく十九条の美来の森であっても、巢南の集積場であっても、搬入される日が限られておりまして、大変地域の地元の皆さん方には御不便、それから御苦労をおかけしております。とにかく車が何百台と並びますので交通渋滞とかが起こりまして、大変御迷惑をかけておるといふような現状になってまいりました。そのような中で、当時は広域連合で何とかしようじゃないかということで、当時私も担当しておりましたので、各町村の担当課長が寄りまして、何とかしようというので、いろんなところへ視察にも行きました。真っ先にそれを解決できたのが、近くでは北方町であったと思います。北方町のリサイクルセンターを見たときに、なぜあれをつくる気になったのかというふうなことを当時の担当に聞きましたら、やはり有料化だと。有料化をして、しかも住民の方が運びやすい、そして自分で分別しやすい、そういうふうな施設をつくって、みんなで出した者の責任による廃棄物の処理を考えていこうじゃないかというのが北方町のリサイクルセンターの発想だというふう聞いております。

瑞穂市といたしましても、そういうふうに持っていくのが一番最善かなというふうなことを考えております。

そこで、先ほどの議員の御質問で御指摘のとおり、平成18年度の人口1人当たりの粗大ごみの排出量は、近隣市町に比較いたしまして、他の市町が平均20キログラムを切っている中で、瑞穂市は27.2キログラムと大きく上回っております。この現状を分析いたしますと、大野町では、平成16年度当時、70キログラムを上回っていたものが、平成17年度には10キログラムを下回っております。また、本巣市では、平成15年に40キログラム近くあったものが、平成16年には20キログラムを下回っております。これらの原因といたしましては、大野町では平成16年9月に、また本巣市では平成15年度にそれぞれ粗大廃棄物の有料化を実施しております。粗大廃棄物の減量は、粗大廃棄物の有料化が大変効果的であるとの考えが見えてまいります。

瑞穂市といたしましては、粗大廃棄物の有料化を、リサイクルセンターを視野に入れて、早い時期に粗大廃棄物の有料化を実施するのが有効であると、かように考えております。

〔2番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土屋隆義君。

2番（土屋隆義君） 前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。

堀市長からも、23年度にはできるだけリサイクルセンターを構想に入れて、実行してもらおうと一番ありがたいんですけども、前進あるということで理解させていただきました。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で土屋隆義君の質問を終わります。

次に、瑞穂市民クラブ、清水治君の発言を許します。

清水治君。

14番（清水 治君） 議席番号14番、瑞穂市民クラブの清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、会派を代表して一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、南ふれあい広場の件と敬老会事業についての2点です。

これより質問席にて質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、南ふれあい広場についてお聞きをいたします。

現在、南ふれあい広場は、地域の子供たちの遊び場とか、老人のゲートボール場など、地域の憩いの場として利用しております。しかし、本来は南小学校の用地として取得されたというふうに聞いております。そこで、質問いたします。

現況のふれあい広場と広場の西側に購入されております未使用地がありますけれども、それを含めた全体の利用計画を、小学校用地ということですので、教育委員会としてはどのような構想を持ってみえるのかをお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 南ふれあい広場につきましては、合併前の旧巢南町のときからこの一角を学校用地として定め、住宅地等の開発を抑制して、順次用地の取得を進めてまいりました。旧の巢南町の時代に南地区のまちづくり計画を策定しまして、この計画では、南地区だけで人口1万人を想定いたしました。これは旧巢南の全人口と同じでございます。そうした場合、西小学校、中小学校、南小学校と三つの小学校、それと一つの中学校がございますが、それがすっぽり南地区に入ったと。同じであると想定がされます。そうした想定のもとに、学校用地ということで計画をされたものでございます。

御質問の全体の利用としての計画ですが、当面は、現在のまま南ふれあい広場としていきたい。そして、西側の用地ですが、これは毎年順次用地買収を進めてきましたが、あと1画、1名だけを残すということになりましたが、用地すべて取得ができれば、造成して、グラウンド、あるいは広場として活用していきたいと考えております。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） 今、随時購入ということで、今年度も予算を組まれて土地を購入されておるわけですけど、その中でお1人だけまだ残っているということですけど、その辺の進行状況というのはどんなような形になっていきますか。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 用地の取得につきましては、平成14年、15年、そして17年、18年、

そして今年度、21年ということで、今年度2筆取得をしました。残りの1画につきましては、以前に用地購入の話をさせていただいたところ、難色を示してみえたので、今後、御理解いただけるように交渉を進めていきたいと考えております。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） ちょうど真ん中辺の北側になると思うんですけど、全体を使うにしろ、一番肝心なところですので、その辺も踏まえて、何とか地権者の協力を得るように努力をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと、南小学校ですね。大体面積が1万4,000平米ちょっとあるのかな。坪数にすると約4,300坪ぐらい。今、生徒数が大体450人近くになってきておると思うんですけど、この面積は、今の生徒数に対してグラウンドが狭いとか、そういうようなことが、私も運動会とかに呼ばれて行きますと、ちょっと狭いのかなあというふうな感覚があります。その中で、将来的にこちらの今購入されておるふれあい広場を使っていくというような形になってくるんだろうとは思いますが、ただ2点目ですけど、南小学校の近隣というのは市街化で、本当の住宅街であります。今、地域の公園としてはこのふれあい広場しかありません。将来的に学校用地として使用された場合、本当に公園がなくなってしまうというふうなことがありますので、その辺も踏まえて、利用をしっかり考えていただきたいなというふうに思っております。

現況、1カ所がまだ購入できないというような形があっても、今、現時点として購入できた土地が、今、農地のまま。1カ所、学校の子供さんたちが田植えをやったりということで使われていると思います。あと、駐車場とかに使ってみえますけれども、まだ草がそのまま放置されて、特に一番最初のころ、15年ごろ、要は15年の3月ですので、巢南町当時に買ったところがあると思うんですけど、そこがそのままずっと草ぼうぼうのまま置いてあるというようなことがありますので、その辺を今後、そこは残ったにしても、グラウンドぐらいはできるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 現実には、農地だったそのままで、草が生えておる状態でございます。残土等を利用して造成を考えていきたい。そして、全部一遍に利用できなくても、順次利用できる形で整備していきたいと考えます。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） といいますのも、今、南地域、各自治会がいろんなイベント等をやられるようになりまして、やる場所がないんですね。ですから、今、小学校のグラウンドの取り合いになっておるといような形で、中とか西地域はふれあい広場の大きいのがありますので、

それと学校と併用してやることができるんですけど、本当に南地域は小学校だけでいろんなイベントをやっておるといふことで、どうしても重なったりなんかで大変だということを知っていますので、購入できた土地だけでも造成をしていただいて、グラウンド等をつくっていただけたらありがたいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと、今の現況ふれあい広場の管理状況はどのような形で管理をされているのか、少しお聞きをしたいと思います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） グラウンドの管理ですが、清掃、それと除草、樹木の剪定、消毒があります。こういった費用で全部で21年度にしますと72万3,000円使っております。これは全部公共サービスへ委託をして、管理をお願いしておるところでございます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） 今、大体72万ちょっとを管理で使ってみえるということですけど、現実的に落ち葉とか、あと公園の中に川が流れておるんですけど、その川の中とかに石がいっぱいあるとか、結構お子さんが遊ばれている中で、そういった苦情等があるんですけども、もう一つは地域ですね、今、市長がよく言われる地域の中で公園を管理していくということで、私たちの自治会の方でもそういう話があれば、そういう管理等もやっぱりやっていかなあかんのやろうということと言われる方も見えるんです。実際に今、老人クラブで草刈りに行かれたりとか、そういった報告も受けておるんですけども、その辺のあれで、地域と話し合いをされたとか、そういうことは今までにありますか。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 自治会とはございませんが、毎日利用していますゲートボールの団体、古橋、横屋、中宮の団体と話をさせていただいて、特にトイレ等、そういった清掃をしていただきたいということで理解をしていただいて、倉庫等のかぎを渡して、お願いしているところでございます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） 地域の方が本当に憩いの場として、最近あそこは本当によく使われております。ですから、やっぱりそういった形で地域の方にも相談をしていただいて、なるべくお金を使わないような管理方法、そういったものも考えていただければありがたいかなというふうに思います。

また、先ほども言いましたように、今現況、田んぼになっておるところですね。これを埋めてグラウンドをつくれれば、また皆さんが使うということですので、そういったものも地域へお

ろしていただいて、こういったものをつくるので管理をお願いできんかとか、そういったお話を地域の方へおろしていただければいいんじゃないかなというふうに思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それと、このふれあい広場に関連して、公園のことでお聞きをしたいんですけど、今、ふれあい広場、本当に公園として有効に使わせていただいておりますけど、先ほどからも言いましたように、小学校用地ということで今は教育委員会が管理しておりますけど、将来的には公園というような形の中で都市整備の方が管理するとか、要するに管理を譲るとか、そういったことはなしに、一応は教育委員会管理という形になるのか、その辺少しお聞きしておきたいんですけど。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 当面は私どもで管理していくという計画でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） 先ほどから言っていますように、この地域には公園らしい公園が今現実ありませんので、そういった中で、一応教育委員会管理であって、公園という形で維持されるということであっても、なるべく皆さん、地域が使いやすいような公園等という形でお願いをしておきたいなというふうに思います。

それでは次、敬老会事業について御質問をさせていただきます。

敬老会事業は、今現在、各自治会単位で行われております。市の方から、その事業に対しての助成金という形で助成をされております。私が少し調べさせていただきましたところ、平成20年度の予算が634万ぐらい、そのうちで使われて、決算が431万ぐらい。今年度、要は21年度の予算が660万ぐらい、今回の補正で約210万ぐらい減額ということで、ここ2年を見ましても大体200万ぐらい余るといえるのか、減額されておるんですね。使われていないという形の中で、この200万ぐらい余るといえるのを、行政の方として、敬老会事業、各自治会の方からどのような形で毎年200万ぐらい余るのかという把握というんですか、評価、検証、そういったものはされているのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 清水議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

予算計上につきましては、各年度とも75歳以上の方の全員の予算を組んでおりまして、敬老会への予算化をお願いし、満額の予算計上をさせていただきますので、敬老会への参加率により不用額が生じているという状況でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） それでは、20年度と21年度の敬老事業の対象者数、それと行事に出席された人数とか、もし把握されているのであればお教えいただきたいなと思います。

議長（小川勝範君） 石川部長。

福祉部長（石川秀夫君） 敬老事業の実施実績状況でございますが、平成20年度につきましては、自治会数は95団体、そのうち敬老事業対象団体は91団体で、そのうち敬老会実施団体は83団体、そのうち祝賀会の開催をされました団体につきましては72団体でございます。敬老事業対象者数は全部で3,446名で、そのうち祝賀会の方に出席していただいている方が1,579名ということで、出席率は約46%が20年の実績でございます。

21年につきましては、自治会数が96団体、うち敬老事業対象団体は92団体で、そのうち敬老会の実施団体は84団体、そのうち祝賀会の開催をしていただいた団体は73団体でございます。21年の敬老事業対象者数は3,622名で、祝賀会の出席者は1,565名、出席率は43%という実績で、20、21年の状況でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） 今の報告ですと、20年度が46%、21年度が43%の事業の出席率ということなんですけど、これ平成16年からですかね、始まったのが。その当時、自治会連合会の中で、各自治会で敬老事業をやっていただけないかというお話があったわけなんですけど、それから約5年たっております。その中で、やっぱりこれだけの予算を投じてやるということであれば、毎年のこういったデータを見た中でこの事業に対する評価というんですか、要は大体毎年同じぐらい、200万ずつぐらい減額補正をされるということになってくるわけなんですけど、これは地域でやっていただいている基本が、今まで全体で集まってやっておったのを、地域できめ細かな老人福祉というんですか、地域のコミュニティーを兼ねた敬老事業ということで、皆さんやってほしいというお話がたしかその当時あったと思うんですけど、もう5年にもなりましたので、この辺がどのような状況で皆さんやってみえるかというのを、各自治会の実態とかをお聞きになって、本当にきめ細かなサービスがされておるのか。

それともう一つ、たしか平成16年当時、始まったときは、事業をやらないところには助成金がないというような形でたしか始まったはずなんです。でも、今聞いたところによりますと、事業をやらずに、各自治会で対象者の御自宅を訪問されて、記念品等を配られるというのも一応助成金の対象になるというふうに変わったということをお聞きしておるんですけど、これはいつからこういうふうに変ったのか、もしわかれば教えてください。

議長（小川勝範君） 石川部長。

福祉部長（石川秀夫君） さっき議員もおっしゃられましたとおり、16年から各自治会の方でお願いをしております。16年につきましては、敬老事業に参加した場合は1人800円という制

度でございます、17年の5月に要綱の方の改正をしまして、17年から敬老対象者については350円、祝賀会に出席する場合は1,000円という改正になっておりますので、17年から改正になっているという状況でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） そうすると、今、現時点でそういった行事をやらずに、御自宅を訪問されてお祝いをされているという自治会も実際にあるということですね。何自治体ぐらいあるんですか。

議長（小川勝範君） 石川部長。

福祉部長（石川秀夫君） 今現在としては11団体の自治会の方が、祝賀会じゃなく、対象者の自宅を回られましてお祝いをされているという実態でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） どちらにしましても、今度の平成22年度の予算を見ますと862万1,000円ということで、200万ぐらい増額になっておるわけですね。現実的に今まで200万ぐらい返ってきておる中で、また今度200万ふやされるというのは、実際には対象者には800円に今度なるということで、行事に出席された方は1,000円ということで、300円ぐらい対象者の金額が上がるということですね。ただ、今も聞きましたように、20年度は1,579名、21年度が1,565名ということで約43%とか、半分もいっていないんですね、実際に出てみえる方が。ただ、恐らく全体でやられたときよりは人数はふえてきておるかなというふうには思いますけれども、ただせっかくこういった敬老会事業を各自治会にお願いをして、本当にきめ細かなコミュニティーを使った行事としてこれからも浸透させていくためには、やっぱり5年間やられた評価というんですかね。私、インターネットでほかのところを調べさせていただくと、結構事業評価をされて、今後の取り組み、要は今の現況でいいのかとか、そういうふうでやりながらやってみるところもあるというふうなこともインターネットには載っていましたが、みんな平等に福祉に関しては受けるというのが基本だと思いますので、今後、自治会連合会、本当に96団体の自治会長さんが集まる、そういった組織もありますので、そういったところに諮っていただいて、今後、この敬老会事業をどういう形をとっていったらいいのかということを検証していただく意味があると思うんです。

最後に、市長にお聞きしたいんですけど、この事業というものを今後皆さんに浸透させるための方法としてこういうものをやられたんだと思うんですけど、今の現況を踏まえて、市長の御見解をお聞きしたいなと思いますので、お願いいたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。



市長（堀 孝正君） ただいま清水議員より、敬老会の事業につきましていろいろ御質問をいただいております。それぞれ石川福祉部長の方からお答えをさせていただきました。

御案内のように、この瑞穂市の敬老会事業、平成15年に合併しまして、合併したときは本当に夢と希望のある敬老会ということで参加されたと思いますが、15年の当初、この総合センターの方に寄せただけで、食事も何もなかった。式典をやっただけということが非常な不評を買って、それで、そんなことならということで、16年からそれぞれの自治会でということになってきたわけです。それからの5年のプロセスがあるわけですが、その総括をしてということでございます。

実は過去、合併以前、それぞれのまちにおきまして、それぞれのやり方をしておりました。もちろん公民館に集めまして、食事を出しまして、またいろんな催しもやりまして、しておったところでございますが、御案内のように、そういうことをやりますと、それぞれの自治会の役員さん、また福祉の関係の委員さんをつくっていただいて御尽力をいただいてやっておったわけですが、大体出席率は、こうなりますと30%、そこへ行ける人でないとなかなかできんわけですが、ところが、こういった自治会でやっていただくと、やっぱり地元でございますから、近いところで役員さん等々におきまして、また民生児童委員の皆さんとか、いろいろなお骨折りをいただきまして、できるだけ会場へ案内をしていただけるということで、そういうところから四十何%になったわけで、これ、ここでやりましたら、率は相当減ると思います。そういう点では、私は、身近なところで、地域の人を地域の人にするということはいいことであるなど。私も自治会長を少しさせていただきましたので経験しておりますが、今はそういう形で進めさせていただいております。そういう中でも、やはり5年を経過しておりますから、その総括で、もう一度これまでの経過を自治会長とか、いろんな意見を聞いて、さらにということでの御質問だと思います。ことし、200万くらい上げておりますが、人数もふえておりますが、実は長寿者褒賞条例の関係もございまして、ことし少し1人当たりの金額も上げさせていただいております。そういう関係もありまして200万上がっておるわけですが、議員御指摘のありましたように、一遍自治会の会長さん、また連合会の役員会等々におきまして、そこらの総括でいろんな御意見を承りまして、よりよい敬老会事業になるように、そして等しく公平に出席できない人にも何らかの形でできる、そういう敬老会が充実するように考えてまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） この敬老会事業、市長さんも自治会長をやってみえたということで、

私も6年ばかりやっておりましたけど、そのときにこの敬老会事業というのもしやりました。その中で、確かに地域の方が接待をして、お年寄りを迎えるというのは非常にいいことだなあと、いうふうに思います。私が始めた当時も対象者が30人あるかないかぐらいで、今はうちの町内も50人近く、四十五、六人になったと聞いていますけれども、でも、出席されるのは3分の1から、半分いかないんですね、現時点として。中には動けない方、病気の方とか、そういう方もお見えになりますので、今後、そういった方にもどういった形でこういった事業の恩恵が受けられるのかということもしっかり検証していただいて、総括をしていただいて、行っていただきたいなど。ただ予算をふやせばいいというものではなしに、しっかり皆さんの方にサービスが行くようにということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で清水治君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

なお、再開は、2時15分からといたします。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時25分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

みづほ会、堀武君の発言を許します。

堀武君。

1番（堀 武君） 堀武、議席番号1番、みづほ会。

議長の許可を得ましたので、通告に従い、下水道整備についてと市役所1階の商工会使用後の部屋の使用状況について御質問をしたいと思います。

以上の点を一般質問席より行いたいと思います。よろしく申し上げます。

下水道整備についての質問をする前に、これ岐阜新聞の切り抜きですけれども、一般会計予算の中で、今後整備を進める下水道事業を見越し、堅実な予算編成をしたとうたわれております。そして、あと、森議員が具体的なといいますか、将来的なことを御質問されるもので、少し遠慮させていただいて、その辺の質問を省いて、下水の整備事業について質問をしたいと思います。

最初に、瑞穂市は上下水道事業審議会の答申を受けたんですけれども、それに対して、市当局はどのように評価、判断をして、どのような推進を願っているのか、市長、答弁をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 平成21年2月23日に審議会の方から答申をいただきました。答申内容を真摯に受けとめております。

また、今後の瑞穂市汚水処理計画の策定につきましては、その答申の中で五つの附帯事項がございます。それを遵守して、今年度に公共下水道全体計画というのを現在策定中でございます。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 水道部長の答弁、あんまりあっさりし過ぎておるもんですから、市長、その辺、どのようにお考えですか、ちょっと答弁願いたいと思うんですけど。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

明確に説明してください。

市長（堀 孝正君） 今、環境水道部長から簡潔に御答弁をいたしたところでございますが、下水道事業におきましては御案内のとおりでございますし、やはり都市の一番重要な環境整備でございますし、また水環境を整える。これ、本当に最重要なインフラ整備かと認識をいたしております。そういう中におきましての答申でございます。それを真摯に受けとめまして、今いろんな計画を立てさせていただき、議会にも特別委員会をお願いしまして、いろいろ御審議をいただいておりますので、よろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 市長もマニフェストに下水の計画については重要事項でうたっておりますから、少し具体的に質問させていただきます。

市当局が考えている施設の規模及び現在ある処理施設との整合性はどのように考えているか、御答弁願います。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） この件に関しましては、今、市長の方から答弁をいたしました。が、下水道整備検討特別委員会をつくっていただいて、そこで検討中でございます。ですから、それで想定できるというふうなことでお聞き願えればと思います。

平成20年度に瑞穂市下水道基本計画構想を策定いたしました。その計画の中では、計画汚水量が1日に2万5,000トン規模の施設を想定しております。詳細につきましては、今年度瑞穂市公共下水道全体計画を策定しておりますので、その中で検討中であります。現在の処理施設アクアパーク別府水処理センター、アクアパーク巢南、呂久クリーンセンターのそれぞれの計画区域はそのままの計画として、現在は検討をしております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） ということは、現在使われている施設はそのまま使用しながら、新規というんですか、それを計画上に上げると理解しておいてもよろしいということですね。

では、具体的というんですか、今度、21世紀に変わり、コンクリートから人へというような形を言われ、下水道の整備に関する国の予算も減額されるんじゃないかというような風潮が流れておりますが、現実的にそのような形なのか、具体的にちょっと国の予算というんですか、計上がわかれば、御答弁願いたいと思いますけれども。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 現在は、21年度までは下水道に関しては補助金という形であります。新年度からは新規事業の下水道補助金は廃止になります。新たに社会資本整備総合交付金制度が創設されます。補助率に関しては変わらないというふうに聞いております。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） では、土地の問題から少し入りたいと思っております。本体に必要な土地の面積は最小限どのぐらいを考えているのか。また、国の補助予算はどのようなパーセントでつくのか、御答弁願いたいと思いますけれども。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 2番目の御質問の中で、大体計画汚水量は1日2万5,000トンというふうなことから想定しますと、処理方式により多少は異なりますが、面積的には約3万5,000平米から5万平米が必要なのというふうなことが想定されます。

また、補助金にかわり、新たな社会資本整備総合交付金制度によりますと、土地の購入については2分の1が交付されるというふうに聞いております。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 土地については半額の国の補助予算というお答えです。

では、本体ですね。処理場について少し御答弁を願いたいと思いますけれども、そのような形に計画上する場合の本体工事はどのような形態を考えているのか。そして、それもまた国の補助予算はどのような形に現在なっているのか御答弁願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 下水道事業を進めるときに一番気をつけないとだめなことは、要は無計画の管路整備というのが一番危険なことだと認識しております。ですから、下水を進めるに当たっては、十分地元との合意、それから需要というものを把握してから進める、そういう基本スタンスを持っております。

そこで、本体工事につきましては、一度に計画人口の施設の建設をするのではなく、効率的

な地域から管渠の整備を進めながら、また汚水量に合わせて設備を建設していくのが理想であろうと、かように考えております。そしてまた、国の予算につきましては、土地と同様でございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 今、部長から答弁があったんですけども、じゃあ具体的に、例えば安八の場合は 4 期に分けて本体工事をやられ、3 期で、4 期目は現在計画にないというような話をこの前ちょっとお聞きしてきたんですけども、瑞穂市に関していえば、例えば 6 期ぐらいに分ける構想なのか、具体的にその辺のことがわかれば教えていただきたいんですけども。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） そのために下水道の特別委員会をつくってございますので、それは財政当局と一緒にあって、また下水道特別委員会の方で十分協議をし、進めていきたい、かように思っています。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 何か主体性のない答弁のような気がするんですけども、じゃあ、本管工事も同じ 2 分の 1 と考えていいわけですね。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 先ほどお答えしましたとおり 2 分の 1 でございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 大体今のお答えをいただいたんですけども、私、下水というんですか、都市形態に関してインフラ整備というのは最重要課題だと、瑞穂市についても思っております。特に上水、それから下水に関しては、南米の国においては、水道は民間というようなことも聞いておりますけれども、日本国内においては、上水・下水というのは、やはり公共というんですか、市が当然責任を持ってやるべきものであって、そして、個人槽に関していえば、補助予算を出した後の管理というのは個人がするために、その負担というんですか、精神的にも金額的にも恐らく負担が発生することだろうと私は思うもんですから、ぜひ市の方で、市長のマニフェスト、そして市長もこれに関して政治生命をかけるまで言っておられることですから、ぜひその具体的な計画というのを、やはり財政負担にならない方向で、負担にはなるに決まっていますけれども、よく夕張の例を挙げますけれども、夕張は 10 万人の都市が 1 万人に減り、そして施設ですとか、病院等、10 万人の規模に合った形で財政破綻を来し、炭鉱の閉山とか、それから観光という形での箱物、それがすべてに関して裏目に出たのも事実だと思います。だ

から、それを例にとることはちょっと矛盾点があるとは思いますが、やはり長期的に考えて負担にならないというんですか、当然負担にはなりますけれども、その辺のバランスを考えながら計画を進めていただきたいと思うんですから、最終的に、市長、その辺のことで御答弁願えれば幸いですと思うんですけれども。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） この下水道計画におきましては、いろいろ財政の問題が一番大きく関係してまいります。そんなところから、平成22年度の予算におきましては、将来を見込みましての下水道が整備できるような形の財政シミュレーションをしながら今回の予算を計上いたしておるところでございます、その経済状況を勘案しながら、そのシミュレーションと整合性がとれるようにして、しっかりと整備をしていきたい、こういう形で今回緊縮予算にもさせていただいておりますので、ひとつ御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 下水に関してお願いといえば、やはり土地の取得だけは先行してお願いしないと、簡単に言えば、時期がずれれば、そこに新しい家ができたり、いろいろな問題点が出れば取得も困難になります。ですから、あとの計画に関しては長期的に考えて、それぞれの情勢というのを考えながら進めていただければいいと思うんですけど、土地の取得に関してはぜひ早期検討をよろしくお願いしたいと思っております、この下水に関しての質問は終わらせていただきます。

次に、市役所 1 階の商工会使用後の部屋の使用状況について、現在どのようになっているのか、答弁願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 穂積庁舎の市役所 1 階の商工会跡地といたしますが、あとの部屋の使用状況でございますが、この穂積庁舎 1 階の西側の事務所には今年の 4 月から、瑞穂市商工会の移転後にみずほ公共サービス株式会社が事務所兼作業所として現在使用をしております。

それまでのみずほ公共サービスの事務所及び作業場所は、市役所巢南庁舎 3 階において事務を行っておりました。作業スペースが手狭というようなことや、仕事量の多い穂積庁舎との作業の打ち合わせ、あるいは納品に時間的な不便を来しておったというのが現状でございます。

みずほ公共サービスの業務は、瑞穂市からの簡易な業務を補助していただいております、例えば印刷業務、発送に係る封入作業、文書管理、あるいは庁舎周辺等の花木の管理など、多岐にわたっております。この業務のうち、印刷、封入作業の多くが市役所の穂積庁舎に係る課か

らの依頼という作業が大半を占めておりまして、このことから、簡易業務の印刷、封入作業を穂積庁舎で行うことが懸案と、両者からそうした課題になっておりました。

同時に、旧穂積町の商工会と旧巢南町の商工会とが合併をいたしまして、新商工会、瑞穂市商工会が18年7月に合併後、現在の庁舎1階の事務所に移転をしたということで、去年3月まで合併前のそれぞれの事務所を使用しておりましたけれど、瑞穂消防署の建築というのもこの時期にありまして、瑞穂消防署が完成したということから、旧穂積分署の2階があいたというようなこともありまして、こちらに商工会が新たに統合して事務所を移すということになりまして、このあとの部屋をみずほ公共サービスに貸し出すということになっております。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） みずほ公共サービスは、1階部分の市庁舎の使用状況に関して、私は1階の使用に関して、福祉とか、その他の住民サービスの面で使用をしたらどうかという提案をし、市長もこの部屋等を見られたこととっております。

なぜかといいますと、みずほ公共サービスのためとか、市役所の作業所のためにあの1階を使用するというのは、甚だ市民的な感覚からすると少しずれているような気がするんです。なぜかといいますと、一つは、この本庁舎の南側のロータリーですけれども、駐車スペースが狭いというんで、ロータリーをつぶして駐車場にする。そのようなことをしながら、反対に言えば、本庁舎の第2庁舎の北側にみずほ公共サービスの車が何台とまって利用しておるんですか。そして、その第2庁舎の倉庫というんですか、これもみずほ公共サービスが使用しておるような状況ですわね。ですから、市民のための使用なのか、それともみずほ公共サービスのためなのか、その辺のことをもう少し考えていただければ、1階の使用に関してもうちょっと市民側に配慮したことができたのではないかと思いますけれども、例えば過去においては、あそこに教育委員会が入っていたというようなお話も聞いているように、あそこで作業をするための1階使用なんていうのは、例えば今言ったように、巢南の方に、極端なことを言えばみずほ公共サービスの今の作業部門を、当然向こうの方に、何かの指導をして移せば、駐車場自体だって広がるんだし、全面的に使えるんだし、1階の部分の使用に関して、これからちょっと関連的に話しますから、まず答弁願いたい。

これは、平成20年の3月の議会のときに私一般質問したんですが、社協の福祉活動の中核としての現在の使用場所について、総合センターの1階部分では少し間借りしているような感じで、考える余地はないかというような質問をさせてもらって、これに関しては検討するという答弁をもらっております。そして、これも岐阜新聞の新たなまちづくりの瑞穂市の中で書かれておることですけど、福祉作業所のすみれの家と豊住園も市社会福祉協議会に整備と運営を一任すると。この件に関して、そういう建物をつくるならば、やはりそれに合ったような人

材の育成等をしたらというような質問を私はさせてもらいました。ですから、縦割り行政の弊害が反対に出たような1階の使用と私は思うんですけど、これに関して、やはり市民の立場で、例えば社会協議会があそこに入れば、2階の福祉との連携もとれますし、そして、この間少し相談された方を福祉課の方にお願ひしたときに、社会福祉協議会の方に行ってくれというんで、向こうに行かされたような話も聞いているもんですから、上下で福祉で市民のために使えば、有効なことになると思うんです。

そして、これも一つの提案ですけども、例えば今言った総合センターの1階ロビーですけども、他市町の方も利用されたり、見学をされたり、いろいろなことで使用されますが、余りにもロビーが狭いと思っています。だから、あそのロビーのこちら側の福祉協議会、そして管理事務所、福祉事務所の移転と、それから管理事務所というんですか、あそこをほかの場所に移しさえすれば、あそこをワンフロアにすれば、いろいろな展示もできますし、小コンサートというんですか、皆さんあそこを利用したような形もとれると思うんですけども、両方含めて提案をしたいと思うもんですから、これに関して、どのように市当局は思っているのか、御答弁願ひたいと思いますけれども。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 庁舎管理と総合センター、あるいは社会福祉協議会というふうに多岐にわたっておりまして、お答えできる範囲で私の方からお答えさせていただきますが、まずもって、みずほ公共サービスがこの場所で事務所、あるいは作業場所として確保しているのは、一部には税等の納付書等の封入作業とか、庁舎外に持ち出せない書類等もあるということもありますし、穂積庁舎の方が、先ほど言いましたように依頼する簡易業務の事務量が非常に多いというようなこともありまして、穂積庁舎の方に印刷所、あるいは作業所を設定したということでございます。

それまでにつきましては、印刷機械が2階にあたり、3階にあたりとかというふうに、あちこち廊下等で融通をして使っておりましたけれど、今ではそういうふうで一カ所にまとめて効率よく作業ができるような形をとらせていただいております。

それから、社会福祉協議会のレイアウトといいますか、配置については、御承知のように公共サービスが受付窓口の業務を行っておるというようなこともあり、当初に比べますと、社会福祉協議会の職員も大変ふえてきたというようなこともありまして、1階の事務所も手狭になっているという現状も事実でございます。ただ、庁舎の1階にとりますと、現在、廊下を隔てて北側に個室になりました相談室も設けておりますので、総合センターができる段階でも、そうした形で部屋をとっておりましたので、庁舎の方に来ると、プライバシーが守られるような形の相談室というのなかなかとれないような状況ということも御理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。



〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 今言ったように、縦割り行政の余りにも悪さというんですか、前のときも私は一般質問で、これも奥田部長の方から答弁いただいているんですけども、総合的な部屋というんですか、市の中に関して、行政側でなかなか大変ならば、審議会で答申を受けて、適正な部屋割りというんですか、その使用について答申をとという質問をしたことがあるんですけど、その中で、今言うように、巢南・穂積という物の考え方は、もう合併してから多期間にわたっているんですから、総合的に考えて、向こうにあるからこっち、こっちにあるから向こう、そのような考えでなくして、有効な部屋の利用ということを考えれば、おのずから道が開けて、今の部長のような答弁にはならないと思っております。そのようなことで、もう一度よく検討をしていただきたいと思えます。

これに関して、市長、どのようなお考えですか。総合的に考えて、御答弁願います。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 社会福祉協議会のお話もございますし、公共サービスのお話もございますし、今後の業務の流れもあろうかと思えます。きょう、総務部長からお話をさせていただきましたように、社会福祉協議会でございますけれども、実は1階の南の角のところに消防車庫が保管をしておいた車庫がございます。この部分も社会福祉協議会に実はお貸ししている部分でございます。実はこれは、社会福祉協議会が車いすを貸与するとか、あるいはベッドを貸与するとかということで、今あそこの部分については、そういった意味で倉庫として利用をさせていただいている現状でございます。

それから、社会福祉協議会でございますが、今後また、今年度の予算にも計上してございますように、授産所的な施設を今後経営をみずからしたいというふうになっております。そういったためには職員も増加が見込まれるということでございます。

当初は、そういった意味で考えて事務所をセッティングしたわけではございませんでしたので、当初は、介護保険ができる云々というような時期でございまして、総合センターの1区画の中に特浴でございます。それからデイサービスがございます。そういった意味の事業を中心にするという意味で、総合センターの中に社協の部屋を設けてあったわけでございます。そういった事業のメニューが変わってくるのは当然でございますけれども、それに伴いまして、社会福祉協議会の仕事というのがどんどんどんどんこれからふえてくるというのが想定をされます。そういった意味で、総務部長は今申しませんでしたけれども、第2庁舎の1階の祭壇が置いてあります部屋も社会福祉協議会に貸してほしいというようなお話も聞いております。1階の角地の今公共サービスが入っているところではちょっと狭いのではないかという御意見も聞いております。そういった意味もございまして、今後につきましては、社会福祉協議会がど

ういう事業をやられるのか、あるいはそれに対する倉庫的、あるいはストック、あるいは相談業務、事業がどんどん展開していく部分を見計らって、新しく独立するならば新しい土地を求めていくのも一つかもというふうには思います。

また、巢南の庁舎もございますので、その辺もあわせがてら、福祉センターもございます。そういった意味も踏まえて、十分にその辺は福祉協議会と協議を重ねがてら、場所については検討したいというふうには思っております。

公共サービスにつきましては、私が役員をやっておるわけでございますけれども、1階の駐車場につきましては、どこかかわりの土地の駐車場があればそちらへも検討したいと思っております。ただ、1階の倉庫のところは作業車におきます積みおろしの作業用の機器がございます。積みおろしが便利ということで、1階の北側の倉庫を一部、3分の1程度ですが、借用しておる状況でございます。これも巢南庁舎とか、そういったところで狭隘の部分があるということでございますが、今後仕事のそういった見計らいを見がてら、ほかに農協の跡地も取得しておりますので、その辺も踏まえて、倉庫がわりにはここがいいよとか、そういったことも考えて、今後検討させていただきたいというふうには考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 検討を考えるとというお話で、その辺のことで、市民が願っていることと現実的な対応とのずれが少しあるような気がしてならないのですけれども、駐車場一つにしても、ロータリーをつぶして駐車場をつくるのに、北側には作業車というんですか、みずほ公共サービスの車が奥の方に何台か、数は知らないですけれども占有している。そのような矛盾を指したままが現状にあるということは、簡単に言えば、矛盾した点が多分にまだ市の行政に関してもあるんじゃないかと痛切に感ずるところなんです。今、答弁の中で、市の総合センターのロビーに関してはどのように考えているのか、私の言った提案というのは矛盾点があるのか、それは不可能なのか、ちょっと答弁だけお願いします。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 総合センターの1階のロビーでございますけれども、ここは今、社会福祉協議会と、販売をしたとか、あるいは展示をすとかということで簡易に使っておるところもございますし、またコンサートをやっておる場所もございます。そういったことを考えてみますと、今後の課題は、社会福祉協議会が移転をするのか、移転をしないのかということによって、あそこのロビーの使い方が大いに変わってくるかと思っております。そこを主に考えるのではなくて、社会福祉協議会としての新たな事業があるのかどうか、そういったものも踏まえまして、そこのロビーの活用というのは、より広い一体的なものでございますので、その辺を見て、考えてみたいというふうには思います。以上でございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 最終的には私も提案をさせていただいたんですけれども、その辺のことを十分に吟味いただいて、みずほ公共サービス、それから社会福祉協議会の今後のあり方についてもよく精査して、取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

そして、再度下水に関しては、くどのような話ですけれども、土地の取得なくしては次の計画は進まないと思うものですから、まずは土地の取得をし、そうしておいて、次の計画、何期に分けるのか、どこが要点地区なのか、いろいろなことを精査して、事業を進めていただければ幸いです。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いします。

議長（小川勝範君） 以上で堀武君の質問を終わります。

次に、新生クラブ、森治久君の質問を許します。

森治久君。

6 番（森 治久君） 議席番号 6 番、新生クラブ、森治久です。

議長より質問の許可をいただきましたので、会派を代表して、これより質問をさせていただきます。

質問事項は、以下 3 点でございます。

1 点目は、瑞穂市の総合的な成長と発展を考える上でのビジョンと戦略、そして今後の重要課題について、2 点目は、数年後の人口分布、人口動向を考える上での教育、福祉施設の整備のあり方について、そして 3 点目は、22 年度以降の市内における国道・県道及び 1 級河川の整備計画についてでございます。

なお、詳細な質問は質問席でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず 1 点目に、瑞穂市の総合的な成長と発展を考える上でのビジョンと戦略、そして今後の重要課題について質問をさせていただきます。

さきの新聞報道で、今年度おおむね大型事業が一段落したと市長の発言が新聞報道されてありました。瑞穂市が向かう、未来ある、そして希望あるまちづくりのビジョンと戦略がないままに進められているように思われますが、合併して数年がたつ今、何の目的、何の目標に向けて一段落したのかがあいまいなままであります。

市長の残任期間が 1 年余りとなった今、市長が掲げる誇りある瑞穂のまちづくりと、瑞穂の成長と発展を考える上での市長のビジョンと戦略と、そして市長が考える重要課題があれば、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 森議員の御質問にお答えをしまいたいと思います。

さきの新聞報道におきまして、「おおむね大型事業が一段落した」との私の発言内容をとらえての御質問でございます。その真意というか、趣旨はどのようなとの御質問、そして今後の展望はどうかとの内容と解釈をいたしております。

初めに、新聞報道に至る発言趣旨から御説明を申し上げたいと思います。

新聞掲載に先立ちまして、去る2月26日、議員各位にも議案を配付したことを踏まえて、プレス発表、記者発表を行いました。その際、記者の質問に答える形で新年度予算の概要説明を行いました。その中で、合併後7年を経過し、新市建設計画に盛り込んだ事業のうち、喫緊の課題として行わなければならない箱物等の整備は実施、もしくはめどがついたという意味でお話をさせていただきました。

もちろんまだまだ課題はすべてクリアできたわけではなく、公共下水道整備や公園整備、リサイクルセンター建設など、数え上げれば切りがないほど課題があるのは認識しております。しかし、新市建設計画、今、議員もお持ちでございましたこれでございますが、これに掲げられた10年間のうちに当面行うべき重要な施設、具体的には瑞穂消防署の建設、給食センターの統合、別府と牛牧第2保育所の増築整備、子育て支援センター建設、放課後児童クラブ施設の整備、南小学校及び穂積中学校の増築整備、また多目的広場、これは生津ふれあい広場等々、着実にこなしてまいりまして、合併特例債の起債上限額108億円もその大半を起債するめどとなっております。したがって、こうした実態をとらえて冒頭の発言となったものでありますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

次に、議員御指摘の、瑞穂市が向かう未来ある、そして希望のあるまちづくりのビジョンと戦略ですが、決してないわけではございません。先ほど申し上げました新市建設計画は、穂積町・巢南町合併協議会におきまして、遠大な未来を展望して、夢のあるまち瑞穂市を建設したいとの思いを込めて、市民の代表である協議会のメンバーの皆さんが慎重審議されて作成された計画でございます。そしてさらに、この計画をベースに、瑞穂市第1次総合計画が平成18年3月に作成されております。これでございます。

この計画の冊子のあいさつ文に、松野前市長は、「まちづくりの将来像、快適で住みよい、活力を生み出す創造都市とした新市建設計画に沿って、その実現を目指し積極的に取り組んでまいりました。そして、今回さらにその目指すべき姿に近づくため、新たに策定しましたのが瑞穂市第1次総合計画、これでございます。市民参加・協働のまちづくりでございます」と記しておられます。

私は、この総合計画を承認いたしました議員の一人でございます。未来ある瑞穂市を想像し、大いに期待をしておったものでございますが、その進捗状況が、余りにも計画と実践が乖離しているの、選挙を戦った経緯は御承知のとおりであります。しかし、私はこの計画の理念は

心より尊重しております、私自身のマニフェストにも掲げまして、この総合計画をマニフェストとリンクさせまして、就任以来実行している事実はこれまた議員も御承知のことと存じます。

したがいまして、議員御指摘のビジョンと戦略がないままに進められているとの御指摘は当たらないのではないかと考えておるところでございます。

しかし、当時予測していましたが経済情勢が著しく変化したのは事実であります。まさに青天のへきれきといいますが、思いもしなかったことが突然に起こる。この青天のへきれきとも言うべき一昨年のリーマンショックの未曾有の出来事は、瑞穂市、また日本のみならず、世界規模のグローバルな視点での経済ショックはいかんともしがたい経済情勢を形づくっているのが現実でございます。したがいまして、前述をしました新市建設計画や第1次総合計画が修正を余儀なくされている現実を認識しないと、瑞穂市の未来ある将来は展望できないと感じております。よって、しかるべき時期に計画の見直しも必要かと考えておるところでございます。御理解を賜りたいと思います。

なお、議員御指摘の第1次総合計画に掲げてございますので、ここでつぶさに申し上げることは控えさせていただきますので、御理解を賜りたいと思います。

詳細につきましては企画部長の方から答弁をさせますので、またよろしく願い申し上げます。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） ありがとうございます。

確かに今、市長が申されたとおり、こちらの合併時の新市建設計画、また先ほど市長申された瑞穂市第1次総合計画、どちらも10年計画で計画がなされておまして、確かに市長が市長に信任された19年は景気も安定期でありまして、経済もこのような疲弊した閉塞感はございませんでした。その時代と大きく今はさま変わりをしておりますし、またこちらでうたっている人口推移、また財政計画には今現在で大きな違いが出ております。早急に新しい、20年後、30年後における瑞穂市のビジョンを考えた上での計画策定をお願いしたいものでございます。

続きまして、今の質問と関連して質問させていただきますが、ただいま申し上げたとおり、経済が、市長のお言葉にもありましたように大変疲弊し、瑞穂市においても法人市民税が著しく減少しております。閉塞感にさいなまれる今、まちを活性化させ、さらには税収財源を確保し、維持するために、そして、それが増収につながるようになるために、市長のお考えがございましたらお聞かせください。

あわせて、企業誘致はもとより、商工業の発展、まちの活性化のためには、瑞穂市の地の利、利便性、そしてまちの魅力を広く内外に発信することが大切であり、そのためにも企業誘致課

等の新設、県にはこのような課もございます。組織の再編成も視野に入れた早急の実行体制、実行部隊の立ち上げが必要かと思えます。あわせて、お考えをお聞かせください。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 御案内のとおり、はっきり申し上げまして、もう今この自治体におきましても、先ほど申し上げました一昨年のリーマンショック以来のこういう状況の中で財源は大きく落ち込んでおります。そういう中におきましても、入るを図り、出るを制する、こういったところから、企業誘致とか、そういったことを真剣に考えておるか、と、こういう御質問ではないかと思っております。

実は、これは今、どこのまちもこういう財政状況で、大きく税収減でございますので、何とかしたいという気持ちはどこのまちも思っておるところでございますが、御案内のように、私どもの市の中の企業におきましてももろに経済不況を受けて、企業の縮小とか、またいろいろ考えておみえになるところもあるわけでございます。そういう中におきまして、実は私どもの町中にある企業で、増設をしたいという元気のある企業もありがたいことにあるわけでございます。今の倍ぐらいにしたいという企業も、企業の名前はここでは申し上げませんが、実はあるわけでございます。そういったことにおきまして、市としましても最大限の努力をして、この拡大のために、用地の確保とか、そういうことを行政としてもしっかり取り組んでいきたい、このように思っておるところでございます。

また、もう一つには、実は、先般、この議会の始まりのときの全協の席でも申し上げました。瑞穂市に、スポーツ施設でございますスケートリンクが進出したいという話も聞いておるところでございます。まさにこういうときに、今、社会が暗いといいますが、すさんだ気持ちの中で、さきの冬期オリンピックがございました。浅田真央が韓国のキム・ヨナと接戦しまして、銀メダルを取りましたが、また男性の高橋も銅メダル、初めての快挙でございます。そういった関連ができることなら瑞穂市へ進出したい、こういう打診も来ておるわけでございます。まさに瑞穂市としましては、若い人口のふえるところでございますし、瑞穂市の一つの宝でもございます朝日大学もでございます。そういう関係等々もリンクさせてみますと、本当に明るい話題ではないかと思っております。

こういうことに関しましても、できることなら市としましてもできるだけ努力、進出の件が具体化すれば最大限の努力をさせていただかなくてはいけないのではないかと。これも議会とも十分に御相談を申し上げて、そういったことについても真剣に考えてまいりたい、そのように思っておるところでございます。当面のことにおきましては、企業誘致、本来でございますと、企業誘致するにはやはりそれなりの土地を確保して、そしてから企業に来てくださいよという形をとらなくてはいけないわけで、お隣の本巣市におきましては12ヘクタールの土地、三十何億円の金をかけて準備されておりますが、それで苦慮をされております。うちの場合はそ

れがやっていないといいますが、逆にこういうときでしたからまだよかったなと思っておるところでございますが、けれども、現在ありますのは、増設とか、また違った意味での話でございますので、市としましては最大限の努力をしなければいけない、このように思っておるところでございますので、よろしく願いを申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） ありがとうございます。

先ほど私の申し上げたとおり、瑞穂市においては人口は確かにふえておるんですね。でも、人口がふえるだけではだめなんですね。今、まさしく市長が申されたように、人口がふえ、人が集まり、まちの活性化がされるだけでは住民は満足しないと思います。何かというと、今言われた税収がしっかりと確保された上で、財源がしっかりと確保された上での、将来においてのまちづくりのビジョンをそこでお示しし、市民が定住をされ、ずうっと住みたいと思ってもらえるようなまちづくりをしなければならないと思います。

指をくわえて待っているだけでは企業は手を挙げて来られないと思います。しっかりとそこは財源を確保するために、市民に安定した公共サービスが続けられるためにも、企業の誘致を積極的に行政が進めていただけることを強くお願い申し上げ、また新しい組織の編成も必要に応じて考えていただき、早急な対応をとっていただけることをお願い申し上げます。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

数年後の人口分布、人口動向を考える上での教育、福祉施設の整備のあり方について質問をさせていただきます。

瑞穂の子供たちが光り輝き、そして充実した幼保教育を受けるための保育所、幼稚園施設の整備計画と施設運営のあり方、そして人口分布、人口動向を考える上での小学校施設の整備計画がございましたら、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） それでは、私からは、御質問のうち教育関係について御答弁させていただきます。

まず幼稚園ですが、ほづみ幼稚園につきましては、平成23年度から3年保育、3歳児の受け入れをするため、現在、施設整備を進めているところでございます。

また、小学校につきましては、合併以来、本田小学校、穂積小学校、南小学校と施設整備を行ってまいりましたが、今後につきましては、牛牧小学校、そして西小学校が児童数の増加による教室不足ということが確実であります。まず牛牧小学校につきましては、現在のクラスが21で、生徒652名であります。来年度は今年度より1クラス減の20クラス、648人となります。その後の児童数の推移を見ますと、毎年ふえ続け、平成23年度は677人、24年度は738人、

25年度には768人、26年度には813人とふえ続け、10年後の31年度には1,045人とマンモス学校となることが予測、想定されます。

特活教室を改修して普通教室をふやしても、平成26年度には教室不足になるということが考えられます。遅くとも25年度までには増築、あるいは将来児童数1,000人を超えるということを考えますと、分校ということも視野に入れて検討をしなければならないと考えております。

また、西小学校につきましては、現在余裕教室が全くない状態です。しかし、当面はクラス増がないものと推測されます。現在のクラス数で当面いけると推測されます。ただし、少人数指導等の教室確保について苦慮しているのが現状ということです。

現在、穂積中学校、巢南中学校と計画を現在行っておりますが、中学校が終わりましたら、小学校ということ考えたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） それでは、私の方から、保育所の関係の方を説明させていただきます。

現在保育所の施設整備の状況でございますが、牛牧第2保育所の増築工事を現在行っております。これによりまして、未満児の受け入れ、増員及び5歳児保育の実施がされてきます。

また、学校法人の総純寺学園におきまして幼保連携型による認定子ども園の建設、それから先ほども次長の方からもお話がありましたように、ほづみ幼稚園も23年から3歳保育が開始されるという状況でございます。

これらのことによりまして、今現在慢性的に発生しております待機児童の解消が図れるものと考えているところでございます。

今後の保育所等の整備につきましては、人口動態や社会情勢等を見きわめながら十分検討し、計画していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） まず小学校施設の整備での御答弁から、まず牛牧小学校は著しく児童もふえるであろうということで、10年後には1,000人を超えるような瑞穂市一のマンモス校になる予測、推測がされておるということでございますが、その折には、先ほど分校という言葉もございました。当然分校ということも、いろいろ財源を考える中では、今の牛牧小学校の敷地内で、また隣接する土地を利用した中での大規模改修、増築等が、いろいろ国からの補助金、また県からの補助金、このようなものの仕組みの関係もあると思いますが、有効なお金の使われ方ですね。これも一つは考えた上での分校というお言葉であったらうと思えますし、それが牛牧小学校校区の住民の皆さん、また実際にそこで教育を受ける、将来を担う大切な子供たち



が、それが望ましいのであれば、十分に牛牧小校区の住民の皆さんとの協議をしっかりと開いていただき、しっかりと時間を費やしていただいた中で、1年、2年でできるものではないと思います。また、あくまでも予測の中での御答弁であったと思いますので、しっかりと人口動向、人口推移、人口分布もあわせて見守っていただき、決定をするべき時間が迫るのであれば、早急に地元とのしっかりとした協議をしていただいた中で、行政主導で物事を運ばれるのではなく、あくまでも牛牧小校区の地域が今まで築き上げたコミュニティー、または人間関係、信頼関係、そして牛牧小の特性を守れるような形で、分校という道も考えていただきたいと思います。

続きまして、保育所の御答弁をいただいたことでの再質問をさせていただきますが、今、認定子ども園のお話をいただきました。認定子ども園は国の施策でもあります。また、それが岐阜県において、岐阜県への申請をもって、保育所、また幼稚園を合わせたような形での待機児童の解消につなげたり、また保護者が働いている、いないにかかわらず、利用が可能というような特典もあり、瑞穂市にとっては、この制度を利用し、また対応するということが大切であろうと思います。

ただし、今、私も申し上げたとおり、これはあくまで待機児童の解消にはつながりますが、今、瑞穂市が抱えておる重要な課題ですね。瑞穂市にはまだまだ、老朽化が進んで対応しなければならぬ保育所、また今の児童数の有効な利用には手狭な保育所があると思います。こちらの将来的な対応と対策、また整備については、私、以前に同じような質問をさせていただき、JRから北側で新しい保育所、先ほど土屋議員も質問の中で申された牛牧第1保育所のJRから北側の移転新設ですね。この辺のしっかりとした早急な計画性の中で、20年後、30年後のビジョンを考えていただかなければ、今、まさしく保育施設の整備のあり方は、言葉は悪いですが臭いものにはふたをするような形で、難しい問題は後回し、先送り、優柔不断な対応で避けて通られているのが現状でないかと思います。その点、やはり既存である保育所の統合、もしくはそれに伴う廃止、必要であれば、認定子ども園以外に、この制度も含めてですけど、民営化も含めた議論をされてこそ、ここに新しく住をなされる方たちに対しての安心であり、安定である姿勢を示せるのではないかと思います。いかがお考えか、お尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方から御質問にお答えをしてみたいと思います。

保育所の関係で、先ほど石川福祉部長の方からお答えをさせていただきました。今年度と来年度にわたりまして、牛牧の第2保育所を大きく増改築をさせていただきます。ここで3、4、5歳、未満児も対応すべく、今整備をしておるところでございます。

この整備の様子を見まして、どの程度第1の方が必要なのか、ここら辺も見きわめまして、当初はもっと早く第1の方もという考えを持っておりました。財政の状況も御案内のように大

きく落ち込んでおるといところで、十分に見きわめて、これだけの投資を今いたしておりますので、それを見てということで、これも長いスパンで、本当にすぐわかってくることだと思います。こういうことも踏まえまして、過去に申し上げておったこともあるかと思ひます。そういうことも踏まえて、早い段階でのいろんな計画とか、方向、見直しとか、そういうものを打ち出させていたいただきたい、このように思っておりますので、決して嫌なことを先へ送っておるといことではございませんので、その点、御理解をいただきまして、これが完成して、どの程度の利用があるか等も踏まえまして、いろいろなこともリンクさせながら、総合的に計画してまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） 今、市長から御答弁いただきましたが、まさしく市長が言われるとおり、推移を見守らなければ、次の手段、手はずは立てられないというのは当然かと思ひます。ただし、今、市長の御答弁の中に、統合の「と」の字も、廃止の「は」の字も、民営化の「み」の字もございません。行き着くところはこの3文字、統合、廃止、民営化を避けては通れない。また、臭いものにはふたをするというような意味合いではございませんが、決して、この言葉を出されることなくして議論は進まないと思ひます。

例えば、先ほど市長が申されましたとおり、別府保育所においてはしっかりと整備もされ、保育児の受け入れ体制もしっかりと整いました。また、今年度、新年度あわせて、牛牧第2保育所においても、今以上の、倍以上の子供たちがしっかりとした安全な施設の中で保育をされるということで、保育施設の整備はされつつあるんですね。ただし、もともと穂積町においては、幾つも各地区において保育所を設けて運営をされていたという経緯がございますので、その他にもほづみ保育所、本田第1、第2保育所、牛牧第1、第2保育所と四つございます。また、巢南には南、中、西と三つの施設もございます。ここら辺をしっかりと、先ほど申し上げたように老朽化が進んで、今一刻も早い整備をというふうに望まれる中でございます。そこを2年、3年、4年の動向を見てというようなことで、本当に遅くはないのかというのが私の持論でございます。やはり何らかの人口動向の推移が得られるのであれば、先ほどの三つの中の選択肢を、いろんな組み合わせもあると思ひます。その中でお示しをされて、そして市民の皆さんにどのような形が望ましいのかをしっかりと市民間で議論をしていただけるように、話し合っていただけのように、相談をしていただけるようにされるのが、やはり今後開かれる行政のあり方ではないかと私は考えます。

その点、統合、廃止、民営化について、もう一度お言葉がいただければと思ひます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、保育所の関係で御質問をいただいております。統合、また廃止、民営化というところで、そういうものを議論していかななくてはいけない、こういうことですが、いずれにしても、22年度におきましては、子育てと教育を一元化するという形で、今、内部では詰めておるところでございます。こういうものも踏まえまして、議員の御指摘の保育所の統合、廃止、また民営化という問題につきましても、ここ1年ぐらいですべて見えてきますので、そういう中で大いに議論をしてみたいと思います。今すぐというところではなく、そんな3年も4年も先送りするというところでございませぬので、そこら辺も御理解をいただきまして、ここ本当に1年ちょっとの間にそういうことも見えてくるのではないかと。そこら辺、議論することが出てくると。見きわめてなくてはいけないことが出てきますので、そんな長い先送りするつもりはございませぬので、その点、御理解いただきますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） 1年以内にはというようなお言葉をいただきましたので、まさしく1年以内には、ある方向をしっかりと市民の皆さんに、また子育ての当事者である保護者の皆さんにお示しができるように、財政と今後の税収、財源をしっかりと考えた中で、どうあるべきかをしっかりと考えていきたいと思っておりますし、議会も考えてまいる所存でございます。

それでは、最後に3点目になります。22年度以降の市内における国道、県道及び1級河川の整備計画について質問させていただきます。

平成24年度には岐阜国体も開催が予定されておりますが、22年度以降の瑞穂市内での国・県の事業計画、さらには瑞穂市としての岐阜国体開催に向けてのアクセス整備等の計画があれば、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） それでは、お答え申し上げます。

国が関係する道路事業につきましては、東海環状自動車道西回りルートがございませぬが、今年度に七崎地内でボーリング調査がなされております。養老、大垣周辺では用地買収も進み、橋脚も立ち並ぶ状況を見ますと、神戸大野インターチェンジへの工事もさほど遠くない時期ではないかと思ひ、国の予算がつけられ、順調に進んでいくのではないかと考えております。

河川事業につきましては、地権者の皆様方の御理解を得られまして土地の取得もできましたので、犀川統合排水機事業の中での前池工事をこの3月にも工事発注されまして、23年度中の完成を目指したいとの意向を聞いております。

続きまして、県が関係いたします道路事業につきましては、一般県道穂積・巢南線の十九条橋の拡幅がございませぬが、本年度に設計が行われまして、平成22年度、新年度でございませぬ

れども、新年度に工事着手の予定がされております。その東にあります十九条の交差点改良につきましても、今年度に設計がなされ、平成22年度の工事着手に向けて、国に対し事業採択の要望がなされているところでございます。

河川事業につきましては、先ほど述べましたとおり、国の犀川統合排水機事業の進捗状況と合わせるように、放水路工事を平成22年度より着手するため、現在、国・県・市、地元と協議をしながら、設計内容を固めているところでございます。

市にとって、国・県の事業というものは基幹となる事業ばかりでございまして、今述べました事業以外におきましても、国道21号線の6車線化、東海環状道路へのアクセス道路となる岐阜・巣南・大野線の森・重里バイパス事業などは、関係機関に引き続き働きかけをしてまいりたいと思っております。

一方、市における国体に向けてのアクセス整備の計画となりますと、目標が余りにも短期でございまして、該当するものがございませんけれども、野白新田地区の方々が災害緊急時の避難経路として利用できる、仮称でございますけれども五六川歩道橋整備、また企業誘致、市内交通渋滞緩和を目的といたしました瑞穂市環状道路整備等も着実に進めなければならないと考えておりますので、御理解いただきたく思います。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） ありがとうございます。

ただいまの御答弁の中で、私、当然答弁内容を知りませんので期待して聞いておりましたが、瑞穂市には、新年度、一つは花塚排水機場ですね。市の維持管理で操作も含めて行っておる排水機場が3カ所ございますが、そのうち一つの花塚排水機場は今議会でも新年度設計の予算が組まれておるということで大変喜ばしいことと思っております。今、国・県の予算でもしかしたら22年度に、残る牛牧、五六西部の排水機場と、残るは別府排水機、こちらの予算化もされておられるのかなあというようなことで期待して聞いておりましたけど、残念ながら何もございませんでしたので、その点について申し上げさせていただきます。

瑞穂市水防センターですね。これも今度新しく、仮称ではございますが、建設がされるということで、今議会でも新年度の予算で計上をされております。この建設は、水害に苦しんだ瑞穂市民にとっては、安全・安心という面の集大成としての意義は大きく、また大いに前進化もでございます。がしかし、先ほど私が申し上げましたように、まだまだ市内には治水事業対策として重要かつ不可欠な課題が山積されております。それが、先ほど私申し上げた残りの3基でございます。そのうちの1基、花塚排水機場の整備は予算化もされ、地域住民にとっては、一刻も早い着手を待つというところの運びまで進んでおります。しかし、残る2基の排水機場においては、先ほどの御答弁にもございましたとおり、執行部の皆さんの整備の重要性和早急の

必要性の認識はあられるものの、今でも国頼み、県頼みというのが実情でございます。どうか市民のとうとい生命・財産を最優先に考えられるような予算の執行、必要な施策を実施する責務と実行が行政には強く託されておられると思います。どうかこの国の新年度の予算も含まれておると思いますが、社会資本整備総合交付金ですか、こちらの一括交付金ですね。今まではひもつき補助金であったり、個別の補助金ということで、使い方が著しく制限されておったということで、そのまちの必要な整備に使えなかったというのが実情であろうと思いますが、今度は、この総合交付金をしっかりと早急の課題である市民のとうとい生命と財産、これ以上のかかるものはないと思います。どうか残り2基を同時期にこの交付金を活用していただいて整備に当たっていただくことをお願いし、また御答弁の方、よろしくお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） お答え申し上げます。

ちょっと私も、市のものにつきましては2項目程度申し上げただけで、申しわけなかったわけでございます。

花塚排水機場につきましては、詳細設計を進めて事業化に向けて進んでおりますし、それ以外の2カ所の排水機場につきましても、2カ所とも50年来もう経過したものでございますし、特に五六西部排水機場につきましては、その周辺で犀川遊水池事業という国の事業も推進され、また設置されている場所につきましては1級河川の起証田川の中ということでございまして、国及び県も関係するところでございます。このようなものにつきましては、市の事業を推進していく上においても、やっぱり一つの判断の中ではより予算を有効に使わせていただくということを考えれば、国・県の方にも十分働きかけをするということを念頭に置きながら、やっぱり一定の時期が来たときには執行部の中で十分協議をして決定をして、市単独というような格好でも動き出すことも必要かというふうには思っておりますが、何はともあれ瑞穂市におきましては16本の河川があるということで、道路整備も必要でございますし、それに合わせた治水の安全度向上のための施策というのも忘れてはならないものと思っておりますので、今申し上げましたとおり、その事業を推進するために、国もしくは県の応援をいただける要素があるものにつきましては、引き続き要望して、少しでも早い時期に事業化のめどが立つようにというふうには思っておりますので、御理解いただければと思います。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） ありがとうございます。

今の御答弁をいただきましても、やはり国頼み、県頼み、当然国の補助金、交付金、県の補助金があれば、大切な市民の皆さんの税金はほかにいろいろ使うところがたくさんございます。また、そうあるのも必要かと思えます。それはやはりせつかく国からの制度、例えば県の補助

金があれば、それを有効に活用し整備をしたいというのは当然のことかと思いますが、どこかで先ほど市長が1年以内にはと、先ほどの保育所の問題ではおっしゃっていただきましたが、こちらもどこかでしっかりと線引きをした中で、1年待てど、2年待てど、3年待てど、そのうち大きな水害でも被害があるようなことがあっては、先ほどの牛牧排水機場、五六西部排水機場は、執行部の皆さんも承知のとおり、下は下畑から、上は十七条、十八条までの広い範囲の方の生命・財産を脅かす大切な排水機場でございます。別府排水機場にしてもしかりでございます。どうかどこかでしっかりと決心と決断、そして線引きをしていただいた上で、当然市費を投入しなければならないものは投入していくということで腹をくくっていただいて、大切な治水事業でございます。よろしくお願いを申し上げ、今後も市行政と私ども議会が一丸となって国・県への要望活動を積極的に続けていくことをお誓い申し上げ、またお願いをし、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（小川勝範君） 以上で森治久君の質問を終わります。

本日、傍聴者の方、大変傍聴ありがとうございました。また、議会、並びに行政に対しても今後御指導をいただきたいと思っております。

なお、あすも一般質問がございますので、傍聴者の方、ぜひ傍聴をお願いしたいと思います。

これで会派の代表質問を終わります。

以上で、本日に予定していました一般質問はすべて終了しました。

#### 散会の宣告

議長（小川勝範君） 本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後3時55分